

平成 1 5 年度第 3 回長野県公共事業評価監視委員会議事録

日 時：平成 1 5 年 9 月 2 1 日（日） 9 時 0 0 分～

場 所：長野県庁 特別会議室

出席委員 8 名（欠席委員：磯崎委員、宇沢委員、大澤委員、高橋彦芳委員、宮坂委員）

1 開 会 (司 会)	おはようございます。ただ今から第 3 回長野県公共事業評価監視委員会を開催させていただきます。次第に沿って進めさせていただきます。はじめに副知事からごあいさつを申し上げます。
2 挨 拶	
副知事 阿部守一	<p>どうも、おはようございます。第 3 回公共事業評価監視委員会の開催にあたり一言ごあいさつを申し上げたいと思います。</p> <p>野口委員長をはじめ委員の皆さま方におかれましては、昨日、また今日と公私ともに大変お忙しい中お集まりいただきまして、また熱心にご意見・ご審議いただきますことを改めて御礼を申し上げたいと思います。</p> <p>本日第 3 回目の委員会では、昨日現地をご覧いただいた箇所についてご審議いただくとともに、前回砥川の現地をご覧いただいたわけがありますけども、その際に砥川・浅川の治水・利水の対策原案につきましても、その際にご説明をもう少しすべきだというご指摘をいただきましたので、その点について私どものほうからもしっかりとご説明をさせていただきます。ご審議いただきたいと思います。</p> <p>今年度の評価監視委員会、前回もそうでございますし今回もそうございますが、2 日間続けてという審議が続いておりまして、大変皆さま方にはいろんな面でご迷惑をお掛けしているかと思いますが、私ども現場でちょうどいしましたご意見、また今日の会議でちょうどいしたご意見をしっかりと踏まえて、今後の事業執行に生かしてまいりたいと思っておりますので、どうぞ引き続きまして忌憚のないご意見を賜ればと思っております。</p> <p>甚だ簡単でございますが私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
司会	続きまして野口委員長さんをお願いいたします。
野口委員長	<p>皆さんおはようございます。第 3 回の長野県公共事業評価監視委員会の開催にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。</p> <p>委員の皆さまには、昨日から今日にかけて現地調査 3 カ所を含んだかたちで現場でも大変熱心にいろいろご検討いただきましたし、また今日は昼までという時間はぜひ厳守したいと思っております。</p>

	<p>ども、昨日見させていただいたことを中心に諸問題をいろいろ出し合っていたいただき、原案についてのご意見を賜りたいと思っております。</p> <p>前回4カ所でありましたし、今回7カ所で、全体の53からするとごくわずかです。したがってその後どう取り扱うかというようなことの審議のあり方も含めまして最後には少し意見をお伺いしたいと思っております。本日はひとつよろしくお願い申し上げます。</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は8名の委員の皆さまにご出席をいただいておりますが、磯崎委員、宇沢委員、大澤委員、高橋彦芳委員、宮坂委員についてはご都合により欠席をされております。</p> <p>ここで、9月1日付けで県の経営戦略局公共事業改革担当参事に任命されました長尾参事を紹介させていただきます。</p>
経営戦略局 長尾勲参事	<p>長尾でございます。よろしくお願いいたします。</p>
進行	<p>それでは議事に入らせていただきますので、委員長さん、よろしくお願いいたします。</p>
野口委員長	<p>それでは審議に入ります前に、監視委員会運営要領第4に基づきまして議事録署名人ということで、今回は梶山先生と岡本先生、お二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速審議に入らせていただきます。議事の1番になりますが、公共事業再評価案についてでございます。前回に引き続きまして、昨日3カ所、つまり茂菅バイパス、それから千曲川流域下水道下流処理区、それから浅川と現地調査を行いました。それでダムに関しましては、前回の下諏訪ダムの案件もありますので、これは後で下諏訪ダム、浅川ダムについて検討させていただくということで、まず順序といたしましては国道406号百瀬～茂菅バイパス、それから千曲川流域下水道、そしてダムというように進めたいと思います。まず百瀬～茂菅バイパスに関しまして説明をお願いいたします。</p>
道路建設課長 島田忠明	<p>おはようございます。道路建設課長の島田忠明と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>昨日、現場のほうを見ていただきましてありがとうございました。出席できなかった委員さんもいらっしゃるということで、審議に先立ちまして、簡単に事業の概要と見直し案の内容について説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>2冊目の土木の31の1ページをお願いいたします。裏に図面が付いておりますけれども、全体延長が4,220m、このうち青で示してあります1,737mが開通済みでございます。採択されました年度が昭和52年、全体事業費が140億4,000万、現在の進捗状</p>

	<p>況68%、こういう状況でございます。右側のほうに見直し案が書いてございます。それで図面のほうは31の4ページのほうに示してございますので、この点について若干お答えさせていただきます。</p> <p>まず1つとしまして、歩道計画の見直し、これによりまして大型構造物の建設等を縮減するという事で、有効幅員3mというものを計画しておりましたけれども、これを実際の利用状況に合わせまして2m、これによりまして橋梁のけたの断面、あるいはトンネルの掘削断面が縮小できまして、3億9,000万の縮減を図ることとしております。2つ目としましては、暫定改良済みの区間、これにつきましては盛立ての部分は既に幅員がある程度取れているということで、今回この区間を見合わせる、工事を見合わせるということで1億5,000万、合わせまして5億4,000万の縮減を図ることとしております。本日概略につきましては以上でございます。</p>
野口委員長	<p>どうでしょうかね、今、直接これに関連してのご質問等、現場でもいろいろいただいたんですけども、特に何かお気づきの点ありましたらお願いいたします。昨日出ましたご意見で私が理解している範囲で言いますと、ひとつにはこの茂菅バイパスの事業そのものに関しての妥当性ということと、これについてはそれほど大きなご意見は出ていなかったようではありますが、むしろ宅地行政ですとか、あるいは防災行政とこの道路行政との関連について、つまり入った地形のところ、かなり安全性に対しては問題があるようなところへの、これは県が直接じゃないにしても、民間主導の住宅開発が行われると。言ってみれば、その後始末的なかたちでこの公共事業をやらざるを得ないような、そのへんでもう少し総合的な行政とか、あるいは指導がどこまでできるかという問題もありますが、そんなふうなコメントが出ていたかと思うんですが。そのへん特にいかがでしょう。向山委員、そういったご指摘もしておられましたけども。</p>
向山委員	<p>委員長、そのことも大切だと思うんですが、限られた時間の委員会をより効率的よく推進していくための提案なんですけれども、昨日、百瀬～茂菅バイパスの現地視察をしまして、県の皆さんから現地で詳しい説明等をされたんですね。そのときに私ども委員のほうからもいろんな意見を出させてもらって、また質問をさせてもらいました。そのときにまた一部返事をもらったり、また意見に対して、今こうなっていて、次にこうしようと思っているというような、そういう意見交換が県のほうとあったんですけども、その次の、また今日こうやって会をするときに、昨日の現地での意見交換の記録がほとんど今日の文書として上ってこないというのは非常にもったいないと思うんですね。現地で言い放しにならないように、できれば昨日の現地視察で意見が</p>

	<p>出されたり、また回答が皆さんのほうから出されたことの議事録が今朝になったら用意されていて、それらを踏まえて、あとそれに対する補足説明が県側からあるとすれば、昨日の委員の意見に対して県の職員はこう答えただけでも、さらに昨日から調べた結果またこういうことがわかりましたという、まずこういうことを最初にやってもらおうと、昨日の議論の続きでまた今日がもっと効率的な意見交換ができると思うんですね。ですから、あそこでメガホンを用意してくれているので、VTRでもビデオテープでもいいんで、ちょっと記録してくれて、そして意見交換を今日の会議の始まる前に議事録として出してもらおうような、そんな仕組みを取り入れてもらえれば言い放しということがなくなって、大変次の日のこうした会議もうまく進みやすくなるんじゃないかと思うんですけどね。</p>
野口委員長	<p>はい、わかりました。確かにわれわれとしてはそのほうが効率いい議論にはなるんですが、事務局のほうは、恐らく5時過ぎまで現地視察にお付き合いいただいて、そこから取りまとめて今日、大体朝9時ぐらいからやってますから夜なべ仕事でということになるんだと思うんですが、そのへんいかがでしょうか。</p>
技術管理室長 北沢陽二郎	<p>今まで2度ほど現地調査をしていただいた中で特別そういうご意見をいただかなかったので申し訳ありませんけど、そういう準備はしておりません。今後そういうご意見をいただければ、私も今後の現地調査においてはそうしたいと思っておりますが、残念ながら今回は用意させていただいてありません。ただ、私もは現地でいただいたのは質問等だというような認識がありまして、改めて審議の中で整理していただけるのかなという感覚もありましたので、そのへん勘違いもしていたかもしれませんが、今後はそういうように取りまとめていきたいと思っております。</p>
野口委員長	<p>はい。今、私のほうで向山委員に話を向けたのは、昨日あったことは参加しておられない方はご承知もないことでもありますし、どんな議論だったのかということの紹介をしながら議論につなげたいということであったんですけども、もちろん文章があれば、しかもそれを事前に見ていただくということができればもう少し効率がいいかもしれませんが、事務局には大変お手数になりますが、もし次回以降そんなことが必要になった場合には、簡単な項目だけで結構だと思うんですけどもお願いできればと思いますけども。</p>
技術管理室長 北沢陽二郎	<p>今後は要旨になるかと思っておりますけれども整理させていただきます。</p>
野口委員長	<p>すいません。そういうことを踏まえて、向山委員にせつかく話をお願いしましたので、昨日のことで特に気になったようなことをご説明</p>

	<p>お願いします。</p>
向山委員	<p>昨日現地で見せてもらったこのバイパスなんですけれども、われわれが行ったときも、やはり大型車のみならず小型車同士の行き違いも非常にできにくいということや、同時に歩道がほとんどないということで、近くに団地がありまして、そこから町のほうの学校に通うということで、交通事故に遭う危険性も高いという説明がありました。そこで現地でわれわれ意見交換をしたんですけれども、そもそもこの団地を開発をしていくときに、現状の道路状況で子どもたちが学校に通ったりするということで、当然こうした狭い道路やいろんな車が行き違いのときに、子どもの通学に大変大きな危険が出るということがある程度想定されるわけですけども、しかし残念ながら、この民間による団地の開発とそれから公共事業というものの関連性というのがほとんど議論されなくてきているという、これが実態面だということに思うんですが、いろんな法的な課題、問題もあるかもしれませんが、そもそもこうした現状の危険と思われるような道路沿いに比較的規模の大きな団地が開発されて、そこで当然のことながら生活が営まれ、また学校へ通うことによる危険があるという、そういうことを含めた都市開発とでも住宅開発とでも言うんですか、そういうものの関連性が事前に議論されて、少しでもこうした公共事業面でそうした子どもたちの通学に伴う危険を減らすために100億、200億というお金が掛かりにくくなるような、何かそういう持っていき方が知恵としてできないものかなということを実地を視察して感じて、皆さんと一緒に意見を言わせてもらったわけですけども。</p>
野口委員長	<p>はい。それで今のことなんですけども、県のほうで民間がいろんなかたちの開発をやっていくときに、県が何らかの規制をかけるということの手だてや、あるいはその可能性について、若干、今条例的なことも考えているというようなお話もちょっとありましたが、そのへんのこと少しご説明いただけませんか。</p>
企画局長 田山重晴	<p>企画局長の田山でございます。今、土地の規制の条例についてのお話がありましたのでちょっとお答えさせていただきます。</p> <p>そもそも今日のお話の中で、茂菅地区の住宅団地というのは、当初は市街化調整区域でもない線引きのない規制のないところを間隙を突いている業者がいろんなところへ入って行って開発した結果として今のような状況が生まれておるわけです。同じようなことが今飯綱高原でも行われてきておりまして、それを長野市は都市計画区域に指定するというような動き、しかしながら、すべてほとんどが後追いでありまして、そうじゃいけないということで、本来はああいうところは長野市という大きな市が責任を持ってやるべきではあります</p>

	<p>けれど、しかし、そうこう言っているうちに現実はよくなく、さらに悪化してくわけでありますから、県として何かできないかということで、現在過小ではありますけどもまちづくりに関するひとつの条例というものを規制色の強いものを検討しておりまして、その中にはまだ検討中ではありますけれども、アセス的な考え方、それから事前協議的な考え方を入れまして、それが周囲の景観、あるいは私ども宇沢先生のお話によって社会的共通資本という言葉を使っているわけですが、周囲の公共施設に対してどのような付加を与えるのか、そういう視点から事前に調整して指導を行うというような、そんな手続きを盛り込んだような条例を現在検討しているところでありまして、もしそれができれば、今のようなお話に対していくばくかの対応は可能ではないかと。さらにまた、このような議論を通じて出てきた課題に対して対応できるようなものをも加味しながら、いろいろ助言者の先生方のご意見お聞きしながら進めてまいりたいと、そのように考えております。</p>
野口委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>昨日もそういうような話で、12月の県議会に出されるような予定だというふうにちょっとお聞きしましたけど。</p>
企画局長 田山重晴	<p>ひとつのそういう命題、課題を与えられておりまして、それを達成すべく、今、猛烈な努力をしている最中でありまして。</p>
野口委員長	<p>はい、わかりました。そういうことで、今までの行政と民間主導の開発との関連が必ずしも十分でなかったことに対しては一定の歯止めの、あるいは規制的な対応策が現在検討されているということで一応ご理解いただきたいと思うんですが。それではそれ以外に、はい、どうぞ。</p>
保母委員	<p>実際に開発とかが出てきた場合の、そのときのアセスの問題、あるいは事前協議の問題は、今言われたその条例でやっていくと、それはいいと思うんですね。それともうひとつの点として、これは市町村のところと話し合いをして市町村が主体となってやるほうがいいと思うんですけども、土地利用のあり方のもとになるような土地の特徴付け、例えば自然環境上重要なものだとか、あるいは防災上の問題点があるなしだとか、さまざまありますよね。そういったものの、その土地に対する評価を行った一定の規模のメッシュでやるのがいいかもしれません。そういうもののマップを作るとか、それがあれば非常にがけ崩れの危険があるところに住宅が建つとか、そういったことを基本的になくすことができますよね、将来的に。そんな方向もひとつの方向なんですね。これは長野県の場合だと、とりわけ防災上の問題など、これだけ山が険しいですから、考えなければならぬんですけど</p>

	<p>ども、都市部に近いところなどで考えられているのでは、土地の環境評価をして、それによって土地利用のあり方を基本的にでも決めていくと。もちろん社会が変わってくれば見直すことは必要でしょうけども、そのようなひとつのベースを作っておくというのもひとつの方法かもしれない。今後いろいろいい方法検討してもらえたらと思いますけどね。以上です。</p>
野口委員長	<p>ちょっとお尋ねしますけども、現在、長野県下の各市町村が今ご指摘のような土地利用計画といえますか、自然条件も含めた、あるいは線引きだとか、そういったものは作られているのでしょうか。</p>
企画局長 田山重晴	<p>私が見る限りにおきましては市町村ごとに違いが甚だしくて、もちろん土地の基本計画であるとか、いわゆる法制度に基づいたものは何らかのかたちではあるんですが、それが果たして実効性を持っているかどうかという視点から見ますと、やはり特定の市町村では問題意識があって、先生が今おっしゃったような環境的な調査に基づいて地域指定を行って、若干アセス的な試行も入れたような規制を行っているところが幾つかあるんです。具体的に挙げれば、例えば穂高町とか、そういうところがあるんですが、しかしほかの町村ではなかなかそこまで至っていないのが現実でして、そういう意味からすると、県としても、あるいはさきほど先生がおっしゃったような個別の、県が条例作るのもそうですけども、基礎的なデータとしてGISを使ったなら、いろんな土地にいろんな情報を重ね合わせてどういう状況になるかという情報を市町村にお伝えして、それを受けて、市町村がやはり自らの地域をどう保全していくかということの条例を作っていくというのが一番いいと思うんですけども、現実問題としては、そこまでまだ至っていないのが現実と私は見ております。</p>
保母委員	<p>一挙にするのはなかなか難しいと思いますよね。ですから、一定の時間を掛けないと困難でしょうから、進んだところの市町村と協力して一定のモデルを作って、その有効性などを確かめながら、これでいけるということになったら全県のほうへ広げていくというようなことをやられたらいいと思いますよね。それによって、それをベースとしながらさまざまな開発規制で問題なのは、一定規模以上はその規制に掛かるだけけれども、いわゆるミニ開発的なのが大体法の網から逃れるので、そのときには、面的にこの地域は住宅開発はすべきではないところだとか、例えばそういうことが明確になっておればもう少しやりようがあるかもしれませので、検討していただけたらと思います。以上です。</p>
野口委員長	<p>わかりました。今のは、このひとつひとつの案件というよりも、全体の開発行政等に対する県なり市町村の規制のあり方ということに</p>

	かかわりますので、これはまた最終的な今年度のこの委員会の提言的な内容として取りまとめをさせていただくということでしょうか。
技術管理室長 北沢陽二郎	はい。
野口委員長	それではその件についてはそういうことにさせていただいて、それではほかに茂菅バイパスのことにつきましてお気づきの点ありましたら。はい、どうぞ。
梶山委員	1点だけ昨日気になったんですけども、トンネル残事業費についてですが、トンネルの部分が予算的には大変大きな部分だと思うんですけども、それはそうでしょうか。
道路建設課長 島田忠明	昨日見ていただきました茂菅2号橋が山に突き当たったところからトンネルで、500mちょっとのトンネルを計画しておりまして、事業費的には約20億というように考えております。
梶山委員	20億ですか。それで昨日のお話ですと、トンネル以外に現道を広げる、それは大変用地的に難しいんだというお話でしたけども、現道を広げるということと、現道以外の場所でトンネルを掘らないで道は造れないのかということ、道の両側にあの町並みがありましたですね。例えば後ろ側、山側のほうとか、そのへんはよく見えませんでしたけど、あっちのほうに道路を造れば、それははるかに安く済むんじゃないかというような気もしたんですけど、そのへんの検討はされてるのでしょうか。そのへんの説明が、資料的にもないものですから。
道路建設課長 島田忠明	昨日の現地、今のお話のように現在の道の両側、それでさらに山側のところまで、ほとんどもう住宅が密集をしているという状況でございます。現道をまず人家を動かして拡幅できるかというのが基本的な考え方なんですけど、それについてはああいう土地利用上、非常に単なる金とかということじゃなくて、その人たちが住む場所等も含めてもう難しいんだろうと。それから、実際には今の現道自体がある程度のこう配をもって川を渡ったり、それからまた向こうの対岸へ渡ってもずっと上っていくというようなことで、そこを結んでいくということになりますと、今の現道以外に、じゃあ山のどこかを新たにトンネルでなくて行けるのか。なかなかあの地形上は非常に難しいところでございます。いろいろ検討する中では、今の住宅の下をくりぬいて直接、先ほど言われた、現地で見させていただいたがけのところでもう一度川を渡ってというようなかたちの中で、あまり選択肢があまりないといいますが、あの地形上の中でトンネル以外じゃあどういう方法がっていうのは非常に難しい箇所ではあると、そんなところでございます。

梶山委員	<p>そうですか。ちょっとそれ以上は私もわかりませんが。</p>
野口委員長	<p>はい。見られた方はおわかりだと思うんですけど、非常に災害に遭いやすそうな地形状況というところで、なかなか難しい工事なのかなという気はしましたけども、今のところ県のほうで考えていただいているのは、山ベリのところから少し橋を架けて、そしてトンネルを貫いてというかたちで、地元の集落との関係も配慮しながらということでありましたけども。</p> <p>何かほかにご質問・ご意見ありませんでしょうか。はい、どうぞ。</p>
高橋 徹委員	<p>今回のところはわかったんですけども、一番残っているのは、今度、橋は完成していますけども、そこから学校までのところでして、非常に急カーブというか本当に直角に曲がっているようなところが何回かあるというところで、歩行者もそこが一番多いわけなんですけど、そこはどういうふう考えているんですか。</p>
島田道路建設課長	<p>ご指摘のように、昨日もバスで信大の教育学部のあのへんまではいいんですけども、あれから町の中を2つ、3つ大きくカーブをきっていかなくてはいけないというようなことで、引き続いて、本当は都市部を先にやっていかなくてはいけないという考え方をわれわれ持っています。だけれどもですね、なかなか用地の問題が難しいというのがあって、来年度は最後の直角曲がりのところにつきましては用地等の見通しもついてきておりますので、部分的にはその部分の改良計画に入っていきたい。ただ、なかなか人家の密集地ということで、都市部については進捗がうまくいかないというのが実情であります。問題点はわれわれも承知をしまして、できるところから歩道等の拡幅ができるかたちを検討していきたいと思っております。</p>
高橋 徹委員	<p>私も実はあの近くに住んでいたんですけども、実態を見るとですね、もし交通危険ということをお考えすると、むしろトンネルとかを造ろうとしている部分よりは、小学校とか中学校に近いほうがより危険性は高いというように思うんですけども、バランスから言うと、用地買収が難しいのはそうですけど、あのくらいのところだったら日本全国に行けばどこでも頑張って用地買収しているんで、用地買収ができないから、はい、すぐトンネルです、橋ですというのは、ちょっとあんまりに安易な考え方ではないかというふうに思うんですけども。これはコメントでとりあえず結構ですけども。</p>
野口委員長	<p>一応、その手順は少し違うのかもしれませんが、用地買収による一定の対応ということも次の対策としては考えておられるということのようですので、今のコメントを十分くんでいただいて、さらなる安全性の確保ということでお願いしたいと思うんですが。</p> <p>ほかにはいかがでしょうか。おいでいただかなかった先生方は資料</p>

	<p>と今のお話ということですので、何かその上でお気づきの点で何かありますか。</p> <p>それでは特にないようでございますので、この一番最初の議題であります「406号 百瀬～茂菅バイパス」再評価案は計画変更ということで、具体的に見直しとして歩道契約の見直しによる3億9,000万の削減、それから未改良区の計画の見直しによって1億5,000万、トータル5億4,000万の減額、縮減というこの原案につきましてお認めいただけますでしょうか。</p>
委員	(はいの声)
野口委員長	<p>それでは、これはそういうことで審議は終了させていただきます。ありがとうございました。</p> <p>それでは引き続き「千曲川流域下水道 下流処理区」という案件に移りたいと思います。ご説明をお願いいたします。</p>
下水道課長 田附保行	<p>下水道課長の田附保行と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは最初に全体的な概況説明をさせていただきます。それではまず1ページのほうを開けていただきまして、計画処理面積は4,912ha、それから計画処理人口が17万8,800人でございます。全体事業費は800億円でございますが、昨日の質疑等もされておりますけれども、今後の増設計画につきましては、何でもかんでも計画どおりにすべて設置するのではなくて、水量の増加だとかそういうようなものを十分チェックした上で、必要に応じて必要なものを増設していくということで対応しておりますのでご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>それから、昨日質問の出ました水質の関係でございますけれども、今お手元のほうにコピーを配布してございます。その2の「千曲川流域下水道のあらまし」というところのちょうど中段のところに、2番で「千曲川の水質状況」というのが載っております。そこにBODで表してありますが、関崎橋、それから屋島橋、立ヶ花橋、大関橋ということで4カ所載っております。位置を申し上げますと、千曲川流域下流のすぐ下流のところ立ヶ花橋でございます。さらにその下流に飯山市の大関橋でございます。それから千曲川流域下流の放流口の一番上のところは屋島橋になりまして、さらにその上に上流処理区がございますけれども、その上流処理区のすぐ上のところが関崎橋になります。それで比較をしていただければわかりますが、屋島橋におきましてもBODはだいぶ下がってきております。それから立ヶ花橋につきましても下がってきておりまして、今の千曲川下流処理場のいわゆる効果というものにつきましては、これだけですと非常にちょっとわかりにくいわけでございますが、今お配りしました資料の裏側に地図</p>

が載っておりますので、ちょっと参考にさせていただきたいと思えます。そこに川が下のほうから、上田方面から千曲川、ずっと上のほうへ流れております。それから左の真ん中へんから犀川が松本方面から流れてまいりまして、長野市内で合流しております。それで下流処理区はですね、右の上のほうの「T」という、クリンピア千曲というものが矢印で出ておりますけれども、その場所が下流処理場の位置でございます。それで今の測定地点ですけれども、が立ヶ花橋、それから番が屋島橋、番が関崎橋になります。それで今言った屋島橋が千曲川下流の直前の測定点になりますけれども、このグラフを見ていただきましてもちょっと効果ははっきり出ておりません。ただ、今言った千曲川とそれから犀川の上流におきましても下水道設備の整備がかなり進んでおりまして、このようなものがやはり相乗効果として、特にクリンピア千曲の下流処理場も含めた処理によります効果というものが相乗的に表れているのが立ヶ花橋のBODの値ではないかというように考えられます。

それから事業のほうの見直しでございますけれども、4ページを開けていただきたいと思います。こちらのほうに、今回のいわゆる事業の見直しの内容を図示してございます。当初の計画は、いわゆる管渠を敷設いたしまして、いわゆる自然流下ですべて処理場まで汚水を流入するという計画であったところが、その下に図がございますけれども、例えば河川の下を横断するような場合におきましては、横断した後、マンホールを設けまして、その中にマンホールポンプを敷設して、そのポンプによりましてポンプアップをして、いわゆる浅い位置での管渠のところへ汚水を流入させるという計画でございます。このことによりまして2億4,800万の経費削減が計れるわけですが、今のところ大室地区と小島田地区で一応計画しておりまして、推進費用に比べまして、合計で5億4,000万に対しまして、開削工事によります管の敷設は7,500万と9,700万、それからあとマンホールの敷設工事が1カ所1,000万、それからマンホールポンプが5,000万ずつということで、全部入れましても2億9,200万ということで、2億4,800万のコスト削減が計れるという計算でございます。

それから全体計画の見直しでございますけれども、水洗化人口、それから汚水の原単位等、景気の動向によりまして、だいぶいろいろ変化してきております。それで、今年度この全体計画を見直す方向で進めておりまして、内容的には各種緒元の人口とか、それから汚水の原単位、工場排水、それから流入水質、それからあとはライフサイクルのコスト縮減とか汚泥の減量化、このようなものを内容としました見

	直し計画の発注を検討しておりまして、これが今年度末までには出来上がりますので、この千曲川流域の下流処理区の再評価につきましては、再度16年度の評価委員会に諮りたいというように考えております。以上です。
野口委員長	はい、ありがとうございました。今ご説明がありましたように、この案件は全体の見直しということは翌年度に持ち越すということを経験しながら、現在、管渠埋設深を浅くするという工法の変化に伴って2億4,800万の削減を行うという。ですから、これ全体についてはちょっと今の段階では審議しきれないわけですけども、今の2億4,800万のこの工法変化による削減という、このところにある程度限定をせざるを得ないかなというように思います。なお、昨日も出ましたし、この資料にもありますように、800億の全体事業費のうち残っている約300億、この大部分はその処理施設の規模にかかわってきているところでありまして、今ご指摘のようにどれぐらい人口が増えたり、どれだけの水量が出てくるのかというその見直しをかけると、場合によっては今考えられている全体計画は過剰になって、その分を削減するということもあり得るということですよ。ということですので、全体の見直しならびにそこから出てくる、もし縮減があるとすればどうだという、そこはまだわかりません。これは16年度の再評価委員会にかけられるということでもあります。そういうことを前提にして、今、具体的に出されておりますこの工法変化に伴う削減という、このところの見直し案につきましてご質問をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
岡本委員	私、残念ながら現地を拝見できなかったもので、やや的外れなことを言うかもしれませんが、ひとつは確かに埋設深を浅くすればそれだけ工費は安くなる、これは当然だと思うんですが、ちょっとわからなかったのは、浅くすると自然流下でいなくて、それでポンプかけるんだという、そのところが土地勘がないのでわからないんですが、これはご説明いただく必要ありません。問題は、ポンプをかけるとなると半永久的に電気代が掛かるわけですが、その後の維持管理も含めて建設事業費ならびに維持管理をトータルに評価したときに、なおかつこの度の埋設深を浅くするということが有利なんだということは、もちろん比較設計的に検討されていると思うのですが、そういうことを確認されましたかどうかということを確認させていただきたいと思います。
野口委員長	はい、お願いします。
下水道課長 田附保行	今の電気代につきましては年間25万円を見込んでおりまして、経費的にはそれは毎年掛かるわけですけども、それを入れても十分見

	直したほうのものがコストが下がって...
岡本委員	25万程度ですか。それなら問題ないと思います。
野口委員長	昨日もそういうご説明は一応お伺いしたんですが、25万、ケタは間違っていないですよ、そんなものなんですね。
岡本委員	ちょっと信じられない金額ですが。
下水道課長 田附保行	これはマンホールポンプの場合は、昨日も説明したと思うんですけども、一般的に水量が少ないところでないマンホールポンプだけでの対応がちょっと難しくなります。
岡本委員	そうだと思いますね。
下水道課長 田附保行	ですから、どうしても水量が多くなってまいりますと、いわゆるポンプ場というようなものを設置しなければならないような状況になりますので、こういうようなことを考えられるのは、いわゆるこの場合も管径が450mmでございますが、水量の少ないところだけしかこういったマンホールポンプでの対応は不可能となります。
岡本委員	そういう枝線のところで使ってらっしゃる。わかりました。
野口委員長	はい、ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。
梶山委員	ちょっとよろしいですか。今委員長がおっしゃられたように、本格的な見直しが16年度以降だということで、今回のこの委員会では4ページの見直しの内容と、基本的にはこれだけに限るということなんですが、見直しをされるということなんで、ちょっと前提として幾つかこういう点も含めて見直ししていただきたいということはいかがでしょうか。
野口委員長	はい。要望事項といいましょうか、見直しのときにご検討いただきたいということで、お願いいたします。
梶山委員	今年度出ている見直しの内容については、私はこれ自体はいいことではないかと、こう思っておりますが、ひとつはですね、昨日も若干申し上げたんですが、まず、これですと5ページですね。5ページの計画人口の伸び、これが平成35年まで基本的にはずっと右上がりになっておりますが、これはどう見ても恐らく現実的ではないと。公共事業をやるほうはしばしばこういう現実的ではない計画人口の伸びをどこでも出してるわけですが、最近は多くの市町村、多くでもないですが、人口減少を前提とした計画に見直すところも出てきておまして、もう少し実態に合ったものと考えていただきたいと、それが第一点です。それから下水道については、工場排水は昨日のお話ですと3分の1というお話でしたが、食品系とかそういうものを除いて、特に化学製造工場とか、それから化学薬品を使うところ、そういうところの下水処理は別個にやるのが本来望ましいわけで、そういたしますと、下水道法の確か10条1項のただし書きだと思いますが、いわゆ

	<p>る特免条項というのがあって、工場排水については別個単独処理で下水道への接続義務を免除できるという条項がございますよね。これを積極的に活用されて、いわゆる生物処理にあんまりなじまないものはむしろ積極的に流域下水道から外していく、それによって汚水処理施設の規模も縮小できるのではないかと。その点もぜひご検討をいただきたいと、そう思います。</p> <p>それから、これは要望とはちょっと別のことなんですが、2ページのところです。これ昨日も申し上げたんですけど、県民に対する説明資料として、私大変不適切だと思うのは、この処理場直下の環境基準点での水質経緯というのがあって、まず、下の普及率が昨日のお話ですとこれは面整備率であって、実際に処理場で処理している割合ではないということでしたから、これは処理場で処理してる水量の割合ということで書き直さないと、大変人に誤解を与えるグラフではないかと。それからもう一点、これは先ほどもお話ししてましたが、放流口の下流だけではなくて上流と両方一緒にBODを出さないと、これも意味がないグラフだと。さらにこれはよくわかりませんが、BOD自身は年1回測っても意味がないわけで、恐らくは平均で出してるんだと思いますが、実際には大変変動の大きいものですから、相当の回数の変動で出してるんだと思いますが、いずれにしても、このグラフは大変私は不適切だと思います。今のは余計なことですが、以上です。</p>
野口委員長	はい、ありがとうございました。何かありますか。
下水道課長 田附保行	昨日の説明で、工場排水の率なんですが、3分の1ぐらいということでお話し申し上げましたが、すいません、よく調べましたら20%程度でございます。今の委員さんのほうの要望も踏まえまして、そういうようなものも当然考慮した上で全体計画の見直しを進めたいと思います。
野口委員長	はい、よろしくお願いします。ほかにはいかがでしょうか。それでは特にないようでしたら、冒頭に申しましたように少し限定付きになりますが、全体計画の見直しということについては、16年度の公共事業再評価委員会に諮るということでもまだわれわれのところにはまいていないというのがまずひとつ。そしてその上で、埋設深を浅くすることによって工事費を削減するというかたちでの今回の見直し案、これにつきましてご賛同いただけるでしょうか。
委員	(はいの声)
野口委員長	それでは、これもそういうことでのお認めをいただきました。ありがとうございました。 それでは、いよいよダムの問題であります。それで両方とも見てお

	<p>られない方もこの中では、岡本先生はちょっと日程があいませんでしたが。</p>
岡本委員	<p>個人的には見ていますから。</p>
野口委員長	<p>砥川のこの下諏訪ダム、それから浅川のこの浅川ダム、前회가下諏訪ダムということでありました。これにつきまして双方説明いただけるんですかね。現場はもちろん見ていただいておりますけども、改めて資料もまた配付は既にされておりますけども、事務局のほうから2つのダムについて見直し案等に関するご説明をお願いいたします。</p>
河川課長 小林正登	<p>河川課長の小林正登と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、下諏訪ダムについてでございますけども、お手元の本日の資料1ページをお願いできればと思います。下諏訪ダムにつきましては、左側にあります全体計画といたしまして100分の1の安全確保をするための高さ71mの重力式コンクリートダムということで、59年にスタートをさせていただきまして、全体事業費240億で、現在、全部で調査等で7.7%の進捗ということでございます。事業の目的でございますけども、そこにありますとおり いたしまして、医王渡橋での治水基準点ということで80tほどの洪水調節。2番目といたしまして、河川環境の維持、農業用水の補給、さらには3目といたしまして下諏訪町に1,000t、さらには岡谷市に1万tの水道の供給を確保するという、そのような計画を練った次第でございます。そういう練ったところでもって事業を進めてきたところでございますけども、12年度において事業を見直す中で、ダム計画の経過のところでございますけども、14年の6月に治水・利水検討委員会に諮問しておりました答申が出されまして、ダムによらない河川改修案が答申に基づき県において6月25日にダムの中止を表明しまして、ダムによらない改修の具体案を検討しているところでございます。その県の方針につきまして社会背景と県の方針ということで、治水案のうち、50分の1の確率の流量につきましては河川改修案で、あと残りにつきましては流域対策で対応いたしまして、100分の1の安全の確保を計画、対外的な案を詰めているところでございます。</p> <p>それでは、ただ今申し上げました河川対策計画ということでございまして、まず始めに、今の砥川における治水の考え方ということで、お手元の資料の2ページをご覧くださいければと思います。砥川に関する治水の考え方ということで、先ほど申しましたとおり、高水流量につきましては280tということで、これにつきましては検証作業を続けるということで、治水の骨子でございますけれども、先ほど申しました50分の1確率に相当する流量ということで、これは高水流量の約8割でございますけれども、これを河川改修で。さらに残る2割に</p>

については流域対策ということでございます。その申し上げましたイメージ的な絵はその下の左側の枠のところに書いてございます。右側の枠組みということで、河川改修220が、50分の1の確率に相当する河川改修220t、さらには100分の1を確保するために流域対策60tということで、合わせて280tの高水流量に対応ということでございます。

それでは、その具体的な治水計画の内容について3ページ、4ページのほうに、治水的な考え方とその図面を示してございます。ちょっとパワーポイントで用意いたしましたので、誠に失礼でございますけれども、委員長の左後のほうに用意いたしましたもので3ページ、4ページ、それとパワーポイントの両方見ていただければと思う次第でございます。

砥川の河川改修区間につきましては、諏訪湖の河口から医王渡橋の上流までの2.8kmということでございます。計画流量につきましては、先ほど申し上げましたとおり50分の1確率流量、高水流量の約8割に相当するということで、各区間の流量の配分につきましては図の下段に明記をしてあるとおりでございます。

次に改修計画の基本的な考え方ということでございますけれども、まず1つ目といたしまして、縦横断形状を計画することによって、基本的には現河川敷内で影響を納めて家屋等の用地買収等、用地については極力少なくするという、さらに2つ目といたしまして、既設橋梁は7つほどあるわけでございますけれども、そのものを最小限にするために考慮して、河床の掘り下げはできるだけ少なくするように考えると。さらに3つ目といたしまして、地域の特性ということで、ワカサギの遡上への影響を考慮する。さらに4つ目として、護岸ののりこ配とことでございますけれども、現況と同様に1割程度ということでございます。

それでは具体的なその内容についてご説明いたしますけれども、河川改修計画基本方針によりまして、計画区間の2.8km、全線に渡りまして河床の掘り下げを行います。また、河床の掘り下げだけでは流下能力断面の確保が難しい区間でありますところの河口から400mの上流の右岸側、さらには福沢合流から350m上流右岸側については引堤をして断面の確保、流下断面の確保をさせていただくべく計画をした次第でございます。次に掘り下げ区間ということで、掘り下げ区間は赤砂橋上流の、この写真は現況でございます。川は手前から奥のほうに向かって流れているところでございます。掘り下げの横断図でございますけれども、河川を上流から見た横断図です。河川改修区間は2.8km区間全線に渡りまして河床を掘り下げまして、最大で1.

2 mほど河床を下げて水位を低下させる計画でございます。次に引堤区間でございますけれども、砥川橋上流の現況でございます。砥川橋のすぐ下流で諏訪湖に合流しております。改修計画の基本的な考え方により、ワカサギの遡上への影響を考慮する区間でございます。手前から奥のほうに向かって流れている次第でございます。同じく引堤のところ、河口から上流の400 m、さらには先ほど図面のほうでも載せた福沢合流から上流の300 mにつきまして、家屋の影響の少ない右岸側へ、平均で約4.5 m、一部では8 mぐらいのところもある予定でございます。次に流下断面的には今お話というような具合で、次に構造物ということでございますけれども、河床の掘り下げに伴いまして、町道橋の鷹野橋と国道の富士見橋等が橋脚下部等の関係で架け替えが必要となる次第でございます。架け替えが必要となる橋ということで、町道の鷹野橋につきまして、これは昭和12年に架設した橋でございますけれども、河床を掘り下げることによりまして橋台の根入れが不足するために架け替えが必要となります。次に国道の富士見橋でございますけれども、これも昭和44年に架設ということでございますけれども、同じく河床を掘り下げることによりまして橋脚の根入れが不足するため架け替えということでございます。砥川につきましては以上でございます。

続きまして浅川のほうにつきまして説明をさせていただければと思います。まず資料の11ページ、浅川ダムということでございます。浅川ダムにつきましては資料の全体計画といたしまして、ダムによって洪水調節、河川改修によって100分の1の治水安全度ということでございます。下流の河川改修の幅について用地買収等非常に困難というお話が当時ありまして、ダム建設することによってダムカット、下流での用地幅を少なくするよなということで、上流でのカット計画を計画した次第でございます。ダムの高さ的には59 mでございます。採択年度は52年からにしておりまして、全体計画で400億でございます。現在まで50.2%ほど進捗している次第でございます。事業の目的でございますけれども、先ほど下諏訪と基本的には同じでございます。千曲川の合流点で洪水調節ということで100 tのカット、さらには2つ目として河川環境の維持、渇水対策だとか農業用水の確保、さらには長野市への1日5,400 tの水道供給ということでございます。さらに先ほど進捗率50.2%ということで申し上げましたけれども、歴史的背景の一番下の実施状況ということで、ダム建設におきましては付け替え道路、用地買収完了いたしまして、あと残っているものがダム本体工事とダムの管理用施設ということでございます。それにつきましては、12年の9月に契約したところで

ございますけども、「脱ダム」によるということで、14年の9月に解除をしておる次第でございます。河川の下流の改修につきましては、本川の進捗率76%ということで改修を進めてきております。このダムにつきましても長野県の治水ダム等検討委員会に審議をお願いしまして、14年6月に答申をいただきまして現行のダム計画を中止いたしまして、ダムによらない河川改修案ということが答申をされまして、それを受けて県といたしましては、治水安全度を1/50に高めるものにつきましては河川改修、さらに1/100の安全を確保する流量につきましては流域対策で対応をするという県の方針を定めた次第でございます。

それでは、今申し上げました1/50確立の河川改修に対する考え方ということで、お手元の資料の12ページをご覧くださいと思います。12ページのところに、これにつきましては14年6月25日に田中知事が県議会でお示した案でございます。治水の考え方とところで、左の中段から後半のほうでございますけども、高水流量につきましては当面450ということでございます。治水の考え方でございますけども、左の下段になって、国のほうの基準によりますと、C級の河川につきましてはその安全度というものは50分の1から100分の1という、そういうものが適切と明記されておりました、それに対します50分の1の確率の流量をまず第一に確保しましょう、それにつきましては河川改修で確保をし、そのことが今の右側の上のほうに記載してございます。長野県では河川改修によって、まず50分の1の河川改修を最優先と。その2番目といたしまして、残る2割につきましては森林の整備だとか遊水地、貯留施設設置によって流域対策を行いまして100分の1の安全を上げましょう。さらには3つ目として浅川固有の問題として、千曲川と合流点の内水はんらんがありますという、さらに検討してほしいということで...、私が今申し上げました流量的な配分につきましては、下にありますとおり、浅川河川改修の50分の1確立、360t、さらには流域のほうの90t分について対応をして100分の1の安全を確保しましょうということでございます。

それでは、50分の1の確率の河川改修案について説明をさせていただきます。お手元の資料の14ページ、15ページのほうと、パワーポイントで説明しますが、両方ご覧いただければと思う次第でございます。まず、浅川の改修区間は千曲川合流から南浅川までの13.5kmほどでございます。その区間において、自然だとか地形、河川との状況という区間に分けまして、5区間ほど区間に分けまして、計画流量は先ほど申しました50分の1確率の流量ということで、これに

つきましては高水の約8割ということで、各区間の流量は図に示してあるとおりでございます。

次に改修計画の基本的な考え方でございますけども、まず第1番目といたしまして、できるだけ用地買収等はなくす計画ということ。さらには2つ目として、改修済みの護岸だとか既設へのいろいろな影響を少なくするというように河床掘削を基本とする。3つ目として河床掘削が困難な場合にはやむを得ず築堤の嵩上げということで断面を確保する。さらには4つ目といたしまして、ちょうど中ほどのところに新幹線と立体交差をしている付近があるわけですけども、その付近におきましては、めがね橋と申しているんですけども、JRだとか電鉄の橋だとか、いろんな構造物がふくそうしているため、その橋梁の構造物は極力改修しないような具合で工夫をするということ。さらには5つ目といたしまして、未改修区間の護岸につきましては積み替えによる護岸ということでございますけども、こう配をして架石を確保して、必要に応じて河床の掘削、さらには拡幅を計画をしている次第でございます。

その基本方針に基づきまして、下流のほうから順次区間ごとにおける状況について説明をさせていただきます。まず1区間の現況でございますけども、パワーポイントのほうをちょっと見ていただければよろしいかと。先に見えるのが豊野の役場でございます。護岸のほうは既にできているところでございます。川は奥に向かって流れている次第でございます。その区間につきましては河川を上流から見た横断面図でございます。20cmほどの深さで河床を掘削して流下断面を確保させていただきます。新たな用地買収だとか橋梁の付け替えはございません。次に第2番目の区間の現況ということでございますけども、右のほうから流れ込んでいるのが三念沢でございます。護岸は既に改修できているところでございます。川は手前のほうに向かって流れております。そういう場所につきましての代替的な河川計画でございますけども、これにつきましても、50cmの深さで河床を掘削して流下断面を確保いたします。新たな用地買収だとか橋梁の付け替え等はございません。さらに次の3の区間でございますけども、下駒沢地区ということで、三駒橋から上流を見た状況でございます。奥に見えるのが新幹線でございます。ここでも護岸はできておりまして、川は手前のほうということでございます。ここにつきましての代替の改修ということで、2と同様に50cmほどの深さで河床を掘削しまして、流下断面を確保してまいりたいということでございます。用地だとか橋梁の付け替え等はございません。さらに次、4区間の場所でございますけれども、4区間の現況ということで、これは引

誓橋から下流の区間で、天井川を改修した区間でございまして、川は奥に向かって流れている次第でございます。この区間に対する代替えの河川改修ということでございますけども、この区間におきます河床掘削した場合には2 mぐらいを掘り下げなければ流下断面が確保されないということで、橋梁の架け替え等が伴うわけでございますけども、嵩上げのほうが有利と判断いたしました。用地買収を最小限にするために、構造令的には特例で許されていることでございますけども、パラペット方式で嵩上げすることと計画をいたしました。余裕高の不足する分が約40 cmぐらいということで、その余裕の足りない分を嵩上げということでございます。橋梁につきましては、この区間で約8橋ぐらいが構造令のクリアランスがとれないという橋がありまして、その空間ということで、直接水が当たるとかそういうことはございまして、その空間が若干とれない橋が8橋あるということ。さらには新幹線とJR信越線が交差していると。信越線はボックスの構造となっております。川は手前に向かって流れている次第でございます。そこの代替えというか、改良計画というか、代わる案ということで、JR信越線の交差部はボックス構造となっております。嵩上げだとか拡幅だとか、河床掘削もできない、非常にこの中で一番ネックの場所ということでございまして、検討の結果、現在ボックス内の護岸を撤去することによって流下断面を確保することとした次第でございます。構造的には、赤で示してある、そういう構造物できておりまして、上下流が水がスムーズに流れるようなということで、中に護岸を張り付けてあるところでありまして、この護岸を撤去することによって断面を確保し、下流との調整が若干ちょっとまだ課題があるわけでございますけども、スムーズに水が流れるように下流との護岸の取り付け等を検討してまいりたいということでございます。

続きまして上流段の5の区間の現況でございます。稲田大橋の上流でございます。両側は市道だとか人家に囲まれておりまして、川は手前のほうに向かっているところでございます。この区間は未改修区間でございますが、両側に人家等が張り付いておりまして、嵩上げだとか拡幅が不可能でありまして、河床掘削はした場合でも2 mほど掘り下げねばならないと。このため既設護岸をこう配を急にして積み替えるというような、しなければ断面を確保できないというようなことで、そうしなければ用地買収等で、先ほど前段でパワーポイントでお見せしました、横に家屋連担で人家がベタッと張り付いておりまして、そこをお願いすることが非常に困難という判断されますものですから、護岸を積み替えた。護岸タイプで環境等のいろいろと課題があるわけでございますけども、護岸タイプを多自然型護岸という環境に配慮

	<p>したものにしていきまして対策を講じてまいりたいと思います。この区間における橋梁については2橋ほどございます。同じく5の区間でございますけども、宇木大橋の下流からでございます。右のほうアパートで、左のほうは畑等でございます。川は上のほうに流れておまして、ここの区間におきましては、河床掘削した場合はやっぱり2mほど下げなければならない。そうすると護岸等が壊れてしまうというようなことで、人家の少ない左側のほうに引堤をいたしまして、ここの部分については用地を確保して断面の確保をしたいということでございます。</p> <p>今の代替え案についてご説明を申し上げました。それでちょっと説明が足らなくて申し訳なかったんですが、図面の15ページ左側から右側へ浅川が流れているわけでございますけれども、凡例ということで真ん中の色的に黒いのが従前の改修が済み、グリーンのところはまだ未着手、未改修済み、それで下流のほうの黄色でございますけれども、護岸はできておりますけども河床掘削が残っていると。そんなような位置付けでその凡例を示してあるもので、よろしく願います。河川改修原案につきましては私のほうからは以上でございます。</p>
野口委員長	はい、ありがとうございます。それではこの下諏訪ダム関連と、それから浅川ダム関連のご説明をいただきましたけども、特に下諏訪ダムにつきましては前回視察をいただき、そしてそのとき…、
技術管理室長 北沢陽二郎	前回、河川改修計画以外に流域対策と利水対策についても説明をとこのご指示があったと思いますので、その説明をさせていただきます。
野口委員長	はい、願います。
企画局長 田山重晴	<p>企画局長の田山重晴でございます。</p> <p>流域対策を担当しておりますので砥川と浅川の流域対策の概要につきましてこれから説明をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料、ただ今説明がありました後であります、まず砥川関係で5ページをお開きいただきます。砥川流域における総合的な治水対策体系図でございます。砥川は延長が12キロで流域面積が6,000ha、その間に約5,000haが森林が占めておまして、色が付けてあるのが流域対策でございます、先ほど説明ありました基本高水、医王渡橋における280t/sに対して、60tを抑えるというのが流域対策の任務であります。流域対策としましてはグリーンで色分けしておりますが、大別しまして、洪水を防止する対策、それから洪水時に被害を最小限に抑える対策と2つに分かれておまして、1つが洪水を防止する対策としましては3つからなっております。流域対策は特に河川の内外にわたって多彩な方法を講じるという</p>

ものであります。同時に河川の流域の特性がそのまま反映してきまして、後ほど説明します浅川に比べまして、非常に単純なメニューしか出てきていないわけでありまして、1つが森林整備でございます。先ほど申しましたこの流域には約5,100haの森林がございますが、ただ、基本高水に対してどれだけカットができるか、定量的になかなか現在の学問的には成果からは森林の持っている抑制効果が出てこないわけでありまして、非常にそこらへんが数字で勝負する場合には弱いところでありまして。しかし経験則からして、かなりの保水力があることはわかっておりますから、積極的に森林整備を行いまして川へ流れていく水の量を減らし、また遅らせるということで、平成15年からおおむね10年間で保水力を高めるようなさまざまな森林整備事業を行うというものであります。同時に下に書いてありますが、先ほど申しました森林の保水力は定量的になかなかわからないものですから、そこらへんについてもひとつの検証をする必要があるということで、下諏訪町と連携したモデル事業としまして、森林の持っている保水力というものを調査していきたいと。雨がどれだけ流量に影響を与えるかと、実際の数字をチェックしながら検証していきたいというものでございます。

次は遊水地の設置でございます。後ほど次のページで説明いたしますけれども、河道内や河川に併設した遊水地、いったん川にあふれた水をどうさばくかと。河川の中で水の流れを遅らせる、あるいはいったんあふれさせて水の下流への負荷を弱めるという働きを持つものという遊水地を設置していきたいというものでございまして、ピークカット量は60tという数字。これで数字的にはすべてでございまして、ある意味では極めて単純な施策になっております。河道内遊水地が4カ所、河道外遊水地が3カ所、後ほど次のページで説明申し上げます。

それから土地利用規制というものも、やはり規制することによって山が荒れないということでもありますので、これについても用いていきたいというものでございます。

それから洪水時に被害を最小限に抑える対策と。流域対策というのは、ある意味では川の水を人間で完璧に屈服させるというものではなくして、やはり自然というのは人間の予測を超えているいろいろな猛威をふるうということでもありますから、そういう前提にして洪水に備えるといいですか、しかも市民自らが自主的に防衛すると。そのために行政としてやはりお手伝い、応援をしなければいけないということでここに書いてあるような施策をして、ハザードマップの作成、公表によってどこが危険なのかということもきちっと伝えていきたい。それから下

には、いざ本番のときにはどのようなかたちで被害を最小限に抑えるかというための情報連絡体制というものをとっていききたいというものでございまして、今申し上げたことを簡単に次のページで表示してございます。これが流域全体を示す約6,000haからなっているわけでありまして、下の凡例をご覧くださいますと色分けがしてありまして、上の部分でありまして、河道内遊水地候補が赤い色、それからグリーンが河道外遊水地候補の範囲ということでありまして、上部がピンク色、赤い色でありまして、河道内遊水地と、上のほうから砥川の河道内遊水地と、川の中で水の流れを抑えるというものでございまして、そういうようなものを砥川のこの地域でひとつ設けたい。それからさらに砥沢川という支流がありまして、そのところでもカットをしていきたい。それからこの2つの合流した直下において3、4となっておりますが、合流点の下流河道内遊水地というものでございまして、ここでもカットをしていきたいというものでございまして、それから以下におきましては、今度は川の水を外へあふれさせて遊ばせるといいですか、そういう遊水地として考えているのがグリーンの部分でありまして、1つが 番となっておりますが砥川上流河道外遊水地群ということでありまして、現在4カ所ぐらい必要ではないかと考えてありまして、そこで水を止めていきたいというものでございまして、さらに下へいきまして、ししばい岩、これは東俣川の川沿いでございまして、ししばい岩の上流河道外遊水地、これも群となっております、おおむね7カ所ぐらいの水田を使ってここに水をあふれさせるといようなひとつの事業を行っていききたいということでありまして、さらに下へいきまして、先ほどの説明にも一部ありました福沢川が医王渡橋直下で合流しておりますが、その合流地点あたりに河道外遊水地を設けて水をしばしとどめていきたいというものでございまして、以上が砥川の流域対策でありまして、次に浅川の流域対策でありまして、お手元の資料の16ページでございまして、先ほど申しましたように16ページ、浅川は非常に変化に富んだ流域でありますので、いろんなものが流域対策で使えそうではないかということでメニューは非常に多くなっております。流域の延長が17km、6,800ha、森林が2,800haぐらいを占めております。そこでこの紫色の部分でありまして、ここの基本高水の対応は90tと、全体が下流の部分で450tのうち90tということでありまして、ただ、先ほどもちょっと説明がもれたんですけども、この90tというのは、基本高水を出す場合には61年9月の高パターン、それから降雨に対して貯留関数法でどれだけ水が出るかという、そのパターンを使ってありまして、そのときのパターンというのは非常に最初少なくて一気

に集中的に短時間に雨が降っているひとつのパターンを採用しております。この90tというのは約350tから450tの間90tですが、その間というのは大体53分ぐらいの間の瞬間、風で言えば風速でありまして、それに対してどうするかというのが流域対策になっております。そこで黄色で塗りつぶしてありますが、先ほど申しましたとおり森林整備を同じようなやはり効果があるということで進めていきたい。整備対象680haぐらいを整備していきたいと考えておりまして、10年間ぐらいでやっていきたいというものであります。

次にため池貯留でございますが、ここの周辺には次のページにもありますが、非常に多くのため池がございます。昨日はご覧になられたと思いますけども、約30カ所ほどのため池がありまして、このへんは非常に歴史的に古くから水田開発が進んでおりまして、室町時代から昭和に至るまで30カ所ものため池があって、その中の8カ所ぐらいが安全性とかいろんな立地条件とかいうことからして、流域対策で活用ができるんじゃないかということで、堤体の嵩上げ等によってため池に入る水の量と出る量をうまく調節することによって、下へ一気に流れていく水の量をカットする。ピークカット量は約20tと書いてありますがそのようなものを進めていきたいと考えております。それから、もう1つは水田貯留であります。原理的には今のため池と同じであります。降った雨を一気に下へ流さないために、もともと水田というのは保水機能があると言われておるわけでありまして、それを少し工作を加えることによってもう少し高めていくということで、このエリアには約400haぐらいの水田がございますが、その中で立地条件などからしまして、約55haぐらいがこの水田貯留として対象にすることができるんじゃないかということでございます。これについては新潟ではもう既に大規模に水田ダムというようなことのでかなりの実験が行われておりますし、上川でもそういう実験も行われておるわけでありまして、しかしながら量的にはピークカット量が5tというものでございます。

それから、先ほど申しました遊水地設置ということで、先ほどと同じようなものであります。河道内や、あるいは河川に併設した遊水地を設置をすることによってピークカットをしていきたいと。これも量的には多くて65tでありまして、河道外で2カ所、河道内で1カ所、後ほど説明いたします。

それから、次に既存の貯留施設の機能の担保。このエリアの中には非常に多くの公的な貯留施設、調整池等がございます。そこらへんについての機能を果たしておるわけですが、それがさらに持続的に機能

が果たすように努力をしていかなきゃいけないということでもあります。ただし、定量的にはなかなか出ないものですから、ひとつの定説的な対策として記述してございます。さらに貯留浸透施設の設置と。これは長野市、豊野町の汚水の下水道事業によって整備をしておりますから、まだまだ整備が進んでいくわけでありますから、これに対しても都市の洪水を防ぐような機能を果たすものですから、そのようなものにも期待をしていきたい、そのようなものを促進方お願いをしていかなければいけないというものでございます。

それから、次は各戸貯留、浸透施設があります。これは市民の住宅について、降った雨を一気に流さないで家の中でとどめていくと。長野市もそのような助成制度を持っておりますので、県も場合によっては何らかのかたちで積極的なかわりを持っていかなきゃいけないと思っているわけですが、そのようなものもちりも積もればある意味では山となるわけでありますから、そのようなものも期待して進めていきたい。ただし定量的にはなかなか数字が出てきておりません。

その次は洪水に備えたもの等を兼ねておりますが、土地利用規制ということございまして、先ほども申しましたが、飯綱の高原が上流地域になっておりまして、私の見るところ、非常に懸念されるべきダム開発が進んできておりますので、それに対して何らかの手だてをしなければいけない。また、規制をかけるだけじゃなくて森を復活するような施策もしてかなきゃいけないんじゃないかなと、そのようなことを含めたような土地利用規制というものを進めていかなきゃいけないだろうと、それもメニューとして掲げてあります。

あと先ほども申しましたように、万が一に備えた準備と本番における対応というものでございまして、次のところに、17ページでございまして、今申し上げたことを1つの地図の上に落としてあります。ご覧のとおり、この「 」がため池でありまして、標高1,000mのところ、幾つかの集団があり、さらに下の里山のあたりにもため池があると。かつての農家の方々の、ある意味では努力の結晶であります。それを流域対策として、逆の機能ですけれども、水が下へ流れていくのを止めていくという、洪水を防ぐという意味であります。そういう意味で、使えるものをできるだけ改修に合わせて使っていきたいというものであります。それからピンクで細長く1つ、卵形で左側にありますが、これは先ほど申しました河道内遊水地をダム予定地から南浅川との合流地点あたりに、水のある意味では下へ一気に流れていくのをとどめるような、ひとつの河道内遊水機能を果たすようなものを設けていきたい。それから2カ所、だいたい色でありますけれども、河川外遊水地、調整池といいますが、そういうようなものを設けて定

	量的な基本高水の抑制を図っていききたいというものでございます。以上でございます。
野口委員長	はい、ありがとうございました。事務局、それによろしゅうございますか。
技術管理室長 北沢陽二郎	利水対策についてお願いします。
食品環境水道課 長 佐藤守俊	<p>食品環境水道課の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。7ページをご覧ください。治水・利水ダム等検討委員会の答申におきまして、水源対策は水道事業者たる市町村の責任において適切な対策をとれということであります。これに対して長野県は、その水源対策に協力すべきということで答申を受けております。それを受けまして、私どもではこの7ページでございますように、砥川水系では岡谷市と下諏訪町と関係市町でございます。現在まで調整会議を続けてまいりました。岡谷市につきましては平成32年における目標、水需要量は3万3,800t、1日当たりですが、これは妥当であるということが岡谷市と私どもで確認いたしました。現在いろいろ調整しておりますが、平成19年に現在の取水量が水需要量に対して不足するということがかなり明らかでございます。そういうことから、当面の対策として、まずはすぐに対応できそうなということで、地下水で対応するということで確認をいたしまして、平成15年度から地下水調査を行っております。15、16と地下水調査をして19年度で間に合わせるという方向で動いております。そのほかの利水対策として現在調整中であります。もう一方の下諏訪町につきましては現在3回ほど会議してまいりましたが、水需要量の1万4,100tにつきましては妥当であることと確認しております。現状では平成32年度におきましても現在の取水量で足りるということから、新規水源は不要であるということで双方確認されております。</p> <p>次の8ページは、前のときの調査のときで、岡谷市の水道水源の資料をということで聞いておりますが、付けさせていただきました。縦軸に水源名がございます。横軸に年度でございます。点線の部分が取水していた時期ということでございまして、それぞれ取水をやめたところの理由が欄のところ、そして備考欄に書いてございます。</p> <p>その次に18ページをご覧ください。次は長野市でございます。浅川流域の長野市の利水対策でございますが、現在まで3回ほど調整会議を開催させていただきました。水需要量は14万7,800t、平成32年目標値でございますが、妥当であるということ確認ができました。市の意向といたしまして、浅川の治水対策の作成が先行だと、利水対策は治水対策が明確になった時点でその後に議論をしたいと、検</p>

	<p>討したいということで双方で確認がされまして、現在利水対策については議論はそこでストップしております。以上でございます。</p>
野口委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは前回視察しました下諏訪ダム、それから今回の浅川ダム、それに関連する従来まだ明確でなかったこの流域対策、あるいは治水・利水対策等の代替案に関するご説明をいただきました。</p> <p>それで、前回下諏訪ダムを見て回りましたときにご意見をいただいたのでお手元にあるかもしれませんけれども、個別事業の意見ということで、下諏訪ダム事業につきましては過去の災害、氾濫記録を整理し、今後の事業を進める優先順位等に反映し、地域住民への説明責任をされたい。災害・氾濫の履歴に関する要望、それからダムによらない対策について現在の方針の資料を示されたい。これはその時点ではまだ代替案が明確に出されていなかったということで、その後資料をいただきましたし、今日も説明をいただいたわけでありまして、それで、このような資料をある程度皆さま方にお渡しした後で、下諏訪ダムと浅川ダム等につきましてはの一応意見を事前に集約させていただいております。そここのところを紹介しながら今の説明に対する議論というかたちに入りたいと思うんですが、全般的に言いますと、全員がご意見いただいたわけではありませんけれども、いただいた委員のほぼ全員がこの下諏訪ダムに対する再評価案については基本的には問題ないということでありまして。ただし、幾つかコメントが付いております。特にその中で3つほど紹介してご本人からまた補足の説明をいただきたいと思うんですが、梶山委員からは、この流域協議会というのがどういう目的で、どういう決定権を持って存在しているのかというのがよくわからないと。そうすると存在意義がわからないこの流域協議会ということで、果たして流域対策というのは十分できるのかというような、そういう趣旨かと思うんですが、そのへんのところ今ご紹介したような内容でありまして、さらに何か補足されることがありましたらお願いします。</p>
梶山委員	<p>流域対策については詳しいご説明は今回初めてだと思うんですが、幾つかやはり気になる点がありまして、流域対策に掛かる費用ですね。費用とか、それから土地利用との関係。例えば遊水地ですと、既往の土地利用をそのまま利用して、それに何らかの補償なり地役権なりを設定する方法と、あるいは買い上げなど、いろんなタイプがあると思うんですが、そのへんについてのご説明をさらに伺いたいということと、基本的には地権者とか、それから流域の利害関係者とのさまざまな調整が必要となると思うんですが、そこで県の資料では流域協議会というものに相当期待している向きがあると。ところが、この流</p>

	<p>域協議会というものの、今日配られましたけども、前もって送っていただいた資料にも同じものが添付されておりまして、これを見ますと、設置方法は参加希望型で、それから運営方法は自由度の高い運営と。考え方自体はよくわかるんですが、実際にはこの参加希望型では、要するに本当に利害関係の深い人とか、それから決定に対して土地所有権その他で計画に対して強い決定権を持つ人が必ずしも入ってこない、そういうもので、この流域対策というものがこういうもので進めていく場合に役に立つのだろうかという点で大変疑問があったものですから、それをまず伺いたかったわけです。</p>
野口委員長	<p>はい。先ほどの事務局のほうからのご説明でも、かなりこの流域協議会を中心とした流域対策によって相当の防災対策といいますが、治水的な対策というのを考えておられるわけですけども、そのところのこの流域協議会ということに対しては、今聞いている範囲では、まだそれほど具体的に動き出しているということではないかもしれませんが、考え方や、あるいは具体的に実体が既にあるのであれば、今のご質問に対して少し具体的なご説明をお願いしたいと思います。</p>
河川課長 小林正登	<p>河川課長の小林でございますけども、流域協議会のことにつきまして今日お手元に資料ということでございますけども、これにつきましては、ダム等検討委員会の答申の中にも上川のほうでございますけども、それは全般的な9河川全般ということでございますまして、流域の総合対策計画は地域住民と行政との緊密な協力をして実現できるものという答申の趣旨がございまして、その趣旨に添いまして、そこに基本的な事項ということで、実現するために住民と行政とがともに考えることを目的とするということです。実際の活動内容ということで、その計画に関して提言をいただくということで、提言をいただく中でご覧いただいていると思うんですけど、裏面のほうにありますとおり、行政のほうと右側のほうの協議会ということで原案を示す中でいろいろ意見をいただき、それをまた修正し、お互いによりよいものにしていこうという、そんなような趣旨で協議会を設置しているところでございます。</p> <p>浅川の協議会の状況でございますけども、8月9日に協議会を発足いたしました。数的には134、5人ぐらいの参加希望がございまして、当日は70人ぐらいの出席ということでございます。現在までに3回ほど開催しておりまして、8月29日、最近では9月8日に論議をしまして、今まででは総括的な意見交換、河川改修、さらには流域対策について総括的な意見交換が行われていまして、間口が広いものですから、総括的には議論が詰まりにくいということで、今度はテーマごとに、河川改修なら河川改修、流域対策は流域対策、内水は内水</p>

	<p>という、そんなテーマごとに今後詰めていく予定と聞いております。</p> <p>砥川のほうにつきましては、6月28日に発足をいたしました。それから現在までで8回ほど開催しまして、次回が9月28日に予定をしている次第でございます。現在までに現地調査、さらにはテーマごとということで、引堤にかかわること、河床掘削、ワカサギ等にかかわることということで、そこらへんの項目につきまして7月、8月を集中的に審議をしていただきました。この間の9月19日のときに流域対策だとか利水的なことについて議論を進めていただきまして、この28日には河川改修について1つの取りまとめというか、方向性をだしたいという現地からの状況でございます。参加人員的には約32人ほどの協議会参加人員でございます。以上でございます。</p>
<p>企画局長 田山重晴</p>	<p>梶山委員のお尋ねの件でございますが、費用がどれぐらいだということではありますが、これは原案でありまして、極めてラフな数字でございます。そういう前提でこれから大いに変わり得るもので責任ある数字じゃございませんが、おおむねいずれも100億円前後と今の段階では見積もっております。これは今後の検討の詰めによって大いに変わってくる可能性があるかと思っております。それからもう1つは遊水地のお話ですけれども、これを検討した後、どうも東北のほうで水田に大幅な地役権を設定して、水田を水田として利用を認めながらその周辺にある堤防のようなものを造って、それを遊水地にするような手法が大々的に導入されてということをお聞きいたしまして、当初はそういうことを念頭に置かなかったわけですが、そういうお話があるということで、私どもさらにそれを詳細に現地を見ながら、そういうことの可能性についてもこれから検討していきたいと思っております。現行では一応買い上げである種の工作物を設けてやるようなことを考えていたわけではありますが、まだまだ柔軟に物事を考えていかなきゃいけないと思っておりますので、そういう有力な案がこの地域においても可能であれば、それは正面から検討していきたいと思っております。</p>
<p>梶山委員</p>	<p>今のお答えに関連して、最初の流域協議会の件なんですけども、これはどうも性格がいまだによくわからないんですが、河川ごとに推進本部で設置を決定すると。これ要するに県が主催というかたちで考えてよろしいんでしょうか。</p>
<p>河川課長 小林正登</p>	<p>設置につきましては県が決めて、実際の運営につきましては住民の皆さんにお願いしまして、行政のほうはサポートということでございます。だから自由な意見交換ができるようにということでございます。</p>
<p>梶山委員</p>	<p>流域住民との密接な連絡、それから意見交換が必要だというの、こ</p>

	<p>れは私全く異論ないんですけれども、要するにこういう全くの任意団体ですよ。全くの任意参加で、しかもそれが途中で継続性があるかどうか、飽きてやめちゃう人も出てくるでしょうし、メンバーもどんどん替わってしまうかもしれない。そういう全くの任意参加だと当然そういう可能性があるわけで、しかもその中に利害関係の深い人が必ずしも入ってくるとも限らない。あるいはそういう人は全然入っていないかもしれない。実情はよくわかりませんが。そういう可能性をいつも抱えている協議会にですね、しかもそんなに継続性自身にそんな担保されているものでもないのでもし、こういう流域協議会というものの設置を本当に考えられるのであれば、継続性があって、かつそこでの意見なりを一定のルールのもとにどのように尊重するのか、あるいはそこで利害関係者との調整というものを常に図るにはどうしたらいいのかという、そういう相当の仕掛けがないと、こういう流域協議会というものが本当にそういう実効性のある協議会になるかという、そういう保証は全くない組織化ではないかと。それをひとつ懸念されると思います。</p> <p>それから遊水地については、やはり特に買い上げ方式が基本だということですけども、買い上げ方式ですと当然費用もたくさん掛かりますし、それから、それが実現するかどうかというところは大変不確定なわけで、その点の詰めがいつの時点までにどのくらいできるのかという点が大変私としては難しい話ではないかと思えます。それから費用の点につきましては現時点では費用がよく算定できないと。これは現時点ではやむを得ないと思うんですけども、ひとつだけ伺いたいのはですね、例えば掘削、掘り下げした場合には定期的に浚渫が必要になると思うんですけども、その浚渫の期間だとか、浚渫の費用、そういうものも含めて検討されているのかどうか、その点も伺いたいと思えます。以上です。</p>
井出委員	<p>関連していいですか。今の梶山さんのご意見に関連して、宮地良彦、元全体の委員長がおられましたですね。宮地さんがある雑誌に公共事業のこれからのあり方というか、そういうことに関して短い文章を書いておられるんですが、その中でですね、従来の公共事業の検討は2年間という非常に制約された時間の中で行われたものなので、現代社会におけるダム之功罪についての基本的な議論というものはほとんど行わなかったという反省を述べられておられて、こういう議論についてもっと深める、そういう点では、これから流域協議会にその任務を委ねる以外にないだろうと、そう書かれているわけですね。そうすると、梶山さんが問題にされた流域協議会というもののかなりボランティア的な性格でいいのかどうかと、そういう点もよくも宮地さん</p>

	<p>のご発言を受けながら感ずるわけですね。多少、散漫な議論になりますが、諏訪地方で昔から、江戸時代からですね、蓼科の水源から引いてきた大河原堰という堰と、もう1つ、2つ大きな堰があるんですが、その堰の管理については各集落から正式な選び方でもって、各委員の年限が決められて今でもずっと続いているんですね。それは非常に江戸時代からの、かなりある意味では民主的なかたちで選ばれた委員が、かなり精力的にそのことに取り組んでいるという歴史がありまして、これはとりわけ戦後の特徴だと思いますけれども、各河川に対するそれぞれの地域の取り組み方というのが行政依存というか、そういう色彩が非常に強くなっていて、地域住民がどうかたちで自分たちの河川の問題にかかわっていいかということが非常にあいまいになってきているという気がするんですが、そういう中で、これからの流域対策委員会というもののありようというものははっきり検討しておく必要があると、そういう気がして、梶山さんのご意見に加えさせていただきたいと、そういう気がします。</p>
<p>岡本委員</p>	<p>梶山委員、井出委員両委員に追隨しましてちょっと補足的なことになります。まず、簡単なほうから。今そちらの室長がおっしゃったのは、北上川の一関のところにあります一関遊水地という日本最大規模の現在進行中の事業です。それから近所では利根川のところに渡良瀬遊水地という有名な谷中村があった遊水地がございます。これは要するに、洪水がきたときに、もともとは河道改修でなるべく鉄砲水で早く海へ捨てちゃおうという工事をやっていたのが、1930年代アメリカで、むしろ鉄砲水で出そうとすればするほど、ピーク流量が落ちてくれない。ゆっくり流すと、だんだん洪水がピークの水位が下がってくれるんですけども、早く流そうと頑張ると、かえって洪水の最高水位が下がってくれないという反省から上流部でためようと。これが多目的ダムによる、浅川ダムとかそのたぐいですが、ダムによって上流に一時貯留して下流の水が引いたらそれから出そうという。それに対してですね、中下流部であふれるところ、これアメリカでは土地利用規制をかけまして氾濫源といいますけれども、そこには例えば住宅を建てさせない。その代わり、使ってもいいけれども何年かに一遍は水が入りますよということで、フラッド・プレーンといいますけれども、これは国土省も目下追隨して何とかやっ払いこうという話なんです。混乱があるといけませんので厳密なことを言っておきますと、洪水調節地というのがあったんです。当時、渡良瀬遊水地のころには、「遊水地」というのと「洪水調節池」というのがあったんですね。洪水調節池というのは川の貯水位があるところまで上がるまではあふれないんです。小さな洪水は流しちゃうわけです。大きな洪水</p>

が出るとあふれてそれをためると。そういうものを洪水調節池と言
い、渡良瀬遊水地はもともとはそうだったんですが、洪水が出てくれ
ばだんだんだん遊水地にたまっていく。そうしますと、遊水地は
非常に効率が悪いのは、小さな洪水のときにもたまってしまいうけ
すから、一番肝心の大きな洪水がきたときにはもうたまる余地がな
くなっているというので、洪水調節地に切り替えていくんです。とこ
ろが建設省さんどうもあまり歴史のことを重んじられないものだから、
あるときから、「遊水地」という名前で昔の洪水調節地のことも呼ぶ
ようになりました。ですから古い文献をご覧になると、30年代以前
の文献ですと、洪水調節地と書いてあるのが現在の遊水地です。そし
てその現在の遊水地は、お気づきだと思いますが、土地という名前、
普通、遊水地は池だと思って「池」を書く人多いんですね。そうじゃ
なくて、これは水をあふれさせる土地という意味ですから、これは
「地」が正しいんですが、さてそのとき、ここ何年かに一遍、例えば
3年に一遍、5年に一遍、10年に1回しか洪水につからないわけ
ですから、しかも、もともとそういうところは水田適地であったわけ
で、そうするとせっかくの水田をやめることないじゃないか。渡瀬遊水
地の古典的なやつですね。あれはですね、谷中村を完全に抹殺するた
めですから、全面買収というか、全部村人を追い出し、田んぼもつぶ
して、一切葦の原にしちゃったわけですが、利根川の下流に菅生沼とか
いくつもの洪水調節地がございます。これは今でも生きていますけれ
ども、これはまず田んぼをまずいったん買い上げます。そしてあふれ
てくる堤防を造った上で、そしてその土地はいわゆる地役権設定した
というか、要するに何年かに一遍はつかりますよと。それを承知でお
買いなさいと。欠陥水田であることを承知の上で農家に買い取らせ
ると。その分だけ安く売るわけですが。これが現在洪水調節地とい
う名前で利根川の下流には随分ございます。それから、遊水地とい
う名前に変わった以後に一番大規模にやったのが今ご紹介になった
北上川の一関遊水地です。これは現在の遊水地の中に住宅もございま
した。これは全部遊水地から転居させました。そして残った田んぼは
田んぼとしてそのまま現在も耕作続行中です。ただし、幾つかに仕切
ってありまして、しょっちゅう洪水につかるところ、そうでもないと
ころ、もっと使わないところという具合にですね、いろいろ細かい工
夫はありますけど、要するに田んぼを直接買収で全部買い上げてつぶ
してしまわないもの、これはたくさんあるんです。遊水地は今全国に
たくさんございますから、一番大きい一関を代表にして申し上げて
るわけですが、いずれにしても、現在の建設省の遊水地の事業はた
いてい水田が掛かりますので、水田については地役権を設定してとい

うことは、つまり洪水になったら水入れてあんたの田んぼ沈めちゃうよという地役権でございますが、それでやっていくと。そうすると、完全買収でやるよりも安上がりだということと、また土地利用、せっかくの土地を5年に4年米が作れるものをわざわざ捨てることはないわけでございます。

それから流域協議会についてなんですけど、私も群馬県、神奈川県、河川審議会やってるんですけども、両先生の過剰期待があるんじゃないか。現在は、河川工事というのは公共事業として行います。したがって、長野県では県営事業になります。したがって、県が発議されるということも、これは一市町村が河川改修工事の原案を示す訳にはいきませんから、当然河川課長のほうから原案提示なさる。従前はですね、依らしむべしと、知らしむべからずということで、役人が作ったらそのまま独立でやっていったわけですが、現在は、流域住民の方のご意見を拝聴しようという。またそれは一方では住民にご理解を得るといふ啓蒙でもありますし、意見を吸い上げでもある。裸の王様と同じで、やはり役人の気がつかないところ、あるいはご本人たちの意向というものがもっと的確に把握できる。その場合は、そういう意見をだれに聞けばいいというものではなくて、メンバーを固定した流域協議会を作ったら、大体市町村長と有識者が並んでというようなことになっちゃって、かえって梶山さんがおっしゃるように、本当の意味での利害関係者が入っているとはむしろ限らない。例えばですね、しかもボランティア、例えば非常に魚に興味がある方が魚を守るために出てきたり、それから植物を守るために出てきたり、あるいは自分の田んぼがつかると文句言いにきたり、それから出ると損だから出てこなかったりという、そういうことも含めてのぼくは民主的な意見聴取の場だと思っております。ですから、私はそもそも流域協議会なんていうような仰々しい名前を付けるのがむしろかえってやぶ蛇であって、素直に住民意見表明という、それからまた住民側にはそういうもの、これは河川工事基本計画なんていうのはお宅のほうで作られたら当然公示して、皆さん何日から何日まで見にいっちゃいと言っただけでも、そういうことをさらに加えて、積極的にこういう市町村の協力も得、住民の協力を得て会場設営して、その場所でどなたでもいっちゃいと。どんどん意見言ってくださいという場を作るということで、私はあえて言えば、梶山さんがおっしゃるような確かに疑問点、欠点はあるんですけど、名前が仰々しすぎることを除けば、現在の方式のほうが、やむを得ないだろうと。ただ、それから井出委員がおっしゃった堰のほうなんですけど、利水、農業用水とかに介入しますと、これは特定の受益者が自分たちの水を引っ張ってくるのを守るわけです。

から、これは完全に彼ら自身が維持管理、現在で言えば、例えば、農業用水は土地改良区が維持管理に当たっています。そして徹底的に県の耕地課の管理・指導を受けつきちんと管理してまいります。ところが治水となりますと、ある意味で不特定の人間の問題になりますので、しかもキャパシティー、能力的に、昔は結局お上の力がある意味では相対的に弱いから、例えば水防、戦前で言うと洪水予防組合というのを作ります。それから以前には水防組合というのが方々にごさいました。ですから、例えば堤防が切れかかったらそのへんの村の若い衆が出て行って、ちゃんと、ちょっとした治水対策はやれたんですね。ところが、これは功罪半ばなんですけれども、今のようにだんだん治水のレベルが上がって、何十年も洪水につからなくなるとですね、そのような水防技術というものを住民が持っているということはありません。これは、例えば愛知県の木曾川下流に有名な輪中地帯という水害常習地帯があります。ご参考までに申しますと、土地利用も非常に賢明で、まず輪中で囲んだ堤防で完全に自分の区域を囲ってしまいます。だから輪中と言うんですが、そして一番低いところに水田を作ります。ちょっと高いところに畑を作ります。さらに一番最高のところに住宅を建てます。さらに、住宅の裏にはまださらに高いところへ作ってそこに水倉を置きます。水倉の天井には船をつるします。つまり、水田がつかっても畑はつかからない。畑までつかっても家は残ると。家がつかっても2階に上がれると。2階まできてもまだ水倉があると。水倉がいよいよ駄目になったら船に乗って逃げちゃうというようなことをやってましたし、事実、いったん洪水があったときには村を挙げて水防事業、例えば輪中ですから道路があって開いてます。そうすると洪水が出てくるとそこ閉めなきゃいけない。それから終わったら開けなきゃいけない。これは掛け矢でやるんですけど、大変危険な作業ですが、当時はそういうことを住民がやれたんですね。だから、これは確かに住民が今後ともそういう能力を持てればいいんでしょうけれども、現代社会でそういうことを住民に求めるのはまず無理だということがあります。それから、例えば水防の連絡体制でも、輪中地帯ですと3年に1回ぐらいつかるわけですから、忘れようがないんですけれども、長良川の有名な水害というのは覚えてらっしゃると思うんですが、安八町・墨俣町という2町がつかりました。あのときにわかったんですが、それから多摩川で宿河原の堰というのが原因になって決壊したことがあります。あのときに宮村忠氏がよく言うんですけれども、歴然とわかったことは、住民がすべての水防の技術をもう忘れていたと。特に多摩川なんかの場合ですね、水防小屋は残ってたんです。土嚢もあつたんですが、だれも知らない。それから第一それ

	<p>があったって使いようがわからない。だから宮村さんが行って少し教えてやった。ですから、やっぱりそういう時代の変化ということを入れた治水対策、あるいは治水の行政施策、あるいは住民のコミットの仕方というのを考えなきゃいかんだろうということがあります。それから工法の問題がありまして、洪水発生時の情報伝達というのがあります。これはもちろんこれで結構なんですけど、洪水が起こるときには当然地滑り、山崩れ、他の災害も当然併発しているわけですから、災害情報というのは各部局縦割りではなくて、総合的な観点から総合的に流されることも、当然やられていると思うんですが、林野部門とかいろんな部門との相互連絡を普段からチームとしてのトレーニングをしておかないといけない。例えば道路もそうです。そうすると、道路と河川で若干オーバーラップするんだけど若干違う。山でもそうだとすることがありますから、どの段階でどういう場合にはどこどこがどう連絡とってということをやっていたかできないといけないんじゃないかと思います。以上です。</p>
梶山委員	<p>今の岡本委員のお話は、私それ自体よくわかるんですが、ただこれから基本的にはダムによらない治水対策なり、流域対策を考えていく場合に、それは輪中のような土地利用も視野に入れて、しかも水防の知恵もある程度復活させるような意味で流域全体で取り組んでいかなきゃいけない、そういう時代をこれから目指そうというのがひとつの方針としてあると思うんですね。そうすると、本当にだれでも来て意見を聞けばいいやというものではなくて、恐らく県の位置付けも多分そうじゃないと思うんですね。先ほどのお話のように、本当に利害関係者が来ないかもしれないと。それから、それ以外の人は来れないというお話でしたから、やはりそれはやりようによってであって、だれでも来れる、しかしどうしても必要な人も同時に入れるというかたちで、それは組織の作り方というのは工夫すればいくらでもやりようがあるわけで、やはりもっと県の位置付けとの関係もあるんですけども、例えば基本高水についても基本的には流域住民でもって選択すべきであるというような検討委員会の意見が出てますから、そういうかたちで考えるならば、もっと流域協議会的なものを、仕掛けを考え直してもいいのではないかと、そういうことでございます。</p>
野口委員長	<p>はい、わかりました。若干ニュアンスは違いますが、事務局のほうにちょっとお尋ねしたいんですけども、流域協議会というのをどういうように考えておられるかと。一応もう既に発足されてもおりますけども、今言われたボランティア的な側面もあったり、あるいはかなりそれが重要な流域対策の担い手的な位置付けであったりという、いろいろな面があると思うんですけど、そのへんの性格をどういうふうに</p>

	<p>考えておられるか、あるいはさらにもう少し検討を加えられるということもあり得るのかというのが第一点、それからもう一点は、この遊水地のあり方について、あるいは確保策と言ったらいいんでしょうか、買い上げ、あるいは地役権の設定その他あるかもしれませんが、そのへんは今のご質問に対してどういうふうに今準備できているのかという2点です。</p>
<p>河川課長 小林正登</p>	<p>はい、それでははじめの一点目の協議会についてでございますけれども、私どもとすれば、先ほどの資料のフローチャートの後ろにもありますとおり、県が治水計画につきましては管理者としての責務というか、そういうものがありますものですから、基本的には原案を作って、それにつきましていろいろな皆様のご意見をお聞きする中で修正できるものは修正し、さらには、できるだけその流域にあったようなそういう考え方を取り入れる中で計画を詰めて工事をしていきたいということで、そこに原案を示して検討し、さらに事業決定をする中で住民の皆様との意見交換をし、さらには実施した場合に、検討しているときはこんなようなイメージだったけれども、実際やってみたら自分たちのイメージとちょっと差異があったとかという場合があるとすれば、そういうものの協力体制、修正、フォローアップというか、そんなような具合に持っていきたいということでございまして、協議会の中でも治水だとか利水だとかいろいろ検討項目があるかと思うんですけども、治水につきましては、河川管理者としての責務というか、県としてやるべき責務がとわれているというか、責任を持って最終的には流域住民の安全・安心を担保するようなことが行政にとわれていることだと思いますものですから、いろいろとご意見を聞く中でよりよいものにしていきたいということで、考え方とすれば、先ほど岡本委員さんがおっしゃいましたような考え方に基づいているところでございます。とは言いましても、いろいろと今日ご意見がある中で、また内部で少し検討してみる余地もあるかと思っております。</p>
<p>企画局長 田山重晴</p>	<p>遊水地のことでありますけれども、非常に私にとっては今の岡本先生のお話、あるいは梶山先生にお聞きしていた話は目からうろこのな意味合いがあるんですけども、同時にこの浅川にしる、砥川にしる、上中流ではなかなか場所が、地形的に場所がなかなか見だし得ないのかなと。もちろん現地に立って専門家が判断すべきことだと思うんですけど、あるいはまた土石流が流れないところであれば、さっき梶山先生がおっしゃったように浚渫の問題等、いろんな問題が出ると思うんですけども、特にある意味ではひたひたと言うまでもなく、もう少し緩慢なかたちで水が押し寄せてくるような下流地域ですね、特に浅川</p>

	<p>であれば下流地域、ああいうところなんかは水田地帯が相当ありますし、市街地でもないわけですから、素人の目で見て可能性あるのかなという思いを持ちますから、そういう意味からしますと、今のお話のような遊水地の原則というか、セオリーがあるようでありますから、そういう視点からもう一度、この今私が説明した中の遊水地なんて言葉は随分多用しておりますから、その中で今のようなお話の遊水地の可能性について、やはりきっちとひとつの候補としてにらみ合わせながら、現地を見ながらまたさらに検討していかねばならないと、そのように思ってます。</p>
野口委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それではもう一度確認しますけども、この流域協議会のメンバーに対しては、例えば辞令が交付されるんですか、あるいは任期が何年とかそういうことになってるんですか、それとも自由参加でいつ出てもいつ入ってもいいということでしょうか。</p>
河川課長 小林正登	<p>資料にありますとおり、辞令交付だとか、そういうこととか、任期がとか、そういうことはありませんので全く自由でございます。ですから住民の意見というか、もうそれぞれの全体の住民を少し縮小したというか、自由闊達な意見をお持ちの方がその場に行きまして地域の意見として申してもらおうというかたちで、ですから拘束力だとかそういうことは全くありません。</p>
野口委員長	<p>そうすると、毎回公聴会を開いているというような感じですか。</p>
河川課長 小林正登	<p>そういうことにもなるかもしれませんが。ですから、治水的なことにつきましては、やっぱり河川管理者の責務がありますので、そういう意見を聞く中で、最終的には河川管理者が責任を持ってその事業を実施していくということでございます。</p>
野口委員長	<p>わかりました。それは流域協議会に関するニュアンスというか、あるいは組織のイメージが少しずつ皆さん違うかもしれませんが。それで広く住民が参加しながら意見を集約してという、これはどなたもご異議ないわけですけども、そこにどれだけの責任なり、あるいは確固としたこの対策の柱にしていくという、それだけのものが期待できるのかどうかという点では若干考え方が違うような気がします。そのへんは少しまた整理いただいたほうがいいのかというふうに思いますけども。今どうだということではなくて。</p> <p>それからもう1つ、今、主として下諏訪ダムの話なんですけども共通するので。しかも特にメニューは浅川のほうが多いため、ちょっと私のほうからお尋ねしたいんですが、ため池と水田貯留と遊水地等によって90tをカットしていくということになっていきますね。そこで一番私心配するのは、例えばため池については今話題が出まし</p>

	<p>たけども、土地改良区との話し合いはまだ全くなされてないですよ、ね、恐らく。それから水田貯留ということはこちらのほうで希望はあっても、農地の所有者たちとの話し合いがどうなるかという、これもまだ恐らく手が付いてないんじゃないかと思うんです。さらに遊水地設置ということになると、昨日見たところではリンゴ畑があったり水田があったりと、このへんあたり地役権設定なのか、その方法は別として、恐らくまだ話は進んでいないだろうというようになると、かなり重要な部分が今からの対応に掛かっているということなのかなという感じですけど、その事実関係も含めてちょっとご説明いただけますか。</p>
<p>企画局長 田山重晴</p>	<p>詳しくは担当のほうからもし必要ならば説明させますけれども、ため池に関しましては、一部は土地改良区と接触をしております、早いものは来年度の事業からやっていきたいと。農政部が担当なんですけども考えておまして、土地改良区とも接触は現在しております。ただ、委員長がおっしゃったように、これは非常に多彩で相手のある話ですので、やはり枠組みにもありましたように、まずは河川改修を優先的に50年、やはり優先順位を付けて、まずは安全ですから、護送船団方式みたいに全部整うまでやらないというわけにいかないわけですから、物事の決着がついたものからやっていってですね、同時に、もちろんそれは安気してはいけないわけですけども、そういう着々と布石を打ちながら進めていくしかない性格のものだと思っっているんです。そういう意味では、時間が多少掛かる部分があるのはやむを得ないのかなと思っておりますが、同時にそれはその上に安閑としてはいけないわけですから、精力的にはこれから、しかも長野県では前例を見ないものですから、かなり努力をしなきゃいけないかなと思っております。</p>
<p>野口委員長</p>	<p>その場合に、今ため池、水田、あるいは遊水地等の確保策で、言ってみれば土地所有者等との、利害関係者との調整に入られるわけでしょうけども、それと対策協議会というのは、これは全く別というように考えてよろしいんでしょうね。つまり対策協議会の中にそういう方も入って、その場を通じながらも議論するというのか、あるいは個別折衝でやる話であって、全体的な方針などは対策協議会でという、そういう使い分けといいましょうか、そのへんの関係はどうなっていますか。</p>
<p>企画局長 田山重晴</p>	<p>当然これは個人の財産権に関することですから、流域協議会で議論できる性格のものじゃありませんので、やはり濃密な接触と説明が必要でありますから、同時にまた流域協議会ではもう少し広い範囲から議論するというのもある意味では、具体的な個々の問題を進める上</p>

	<p>でも、ある意味では、背景としては大事な要素を持つかと思えますけれども、しかし基本的には別の性格のものでありますから、別の折衝方法でやっていかなければいけないと思っています。</p>
野口委員長	<p>はい、わかりました。</p> <p>それでは下諏訪ダムの件でご意見をいただいている委員の先生で、保母委員のほうから、100分の1確率計画から50分の1というのに変化してきているという、そのへんの目標を取り下げることが明確でないような感じがするというそんなご意見があったかと思うんですが、ちょっと何か補足説明いただけますか。</p>
保母委員	<p>ちょっと私の表現が不正確なんですけども、目標としては100分の1から50分の1と、この間のところであればいいと。ここを狙うということなんですよね。違うんですか。将来的には100分の1にするという目標は言われているのですね。ところが、実際には河川改修によって行うのがこれは50分の1のところまでは河川改修で行うと。あとのところについては、これが50分の1から100分の1のところなんですけれども、ここについては流域対策でやると、こうなっただけですね。流域対策のところは、先ほどのまだ計画が詰まっていないこととの関係かもしれませんけども、いつまでにそれを実現するというですね、10年先なら10年先だとかですね、それがいないために、結局は事実上は50分の1プラス ということで終わるとるんじゃないかと。このあたりをもうちょっとはっきりさせないと、ダムを抜きにしたために目標水準が減ったという認識に住民がなるのではないかと、このあたりをもうちょっとスカッと説明できないかということなんです。</p>
岡本委員	<p>ちょっとよろしいですか。多分、役人の方から説明しにくい部分があると思うんで。その役人の方々のご返答をいただく前に。</p> <p>まず、例えば利水のほうですと1万tいるんです。確かに1万t確保すればそれで済むわけですが、それは何年かに1回の渇水の時でもそれは飲めなきゃ困るよという、そういうたぐいの問題なんです。治水は仮に100年が利根川のように200年になろうと、それ以上の洪水が来ればやっぱり洪水が出るわけ、氾濫がでるわけ、水害が出るわけです。ですから、そういうことが1つ。ですから幾らにしたら絶対安全ということはないんで、その程度までは安全で、そこから先は緊急避難なり何なり逃げなきゃいけないよという、異状な大きい洪水が出得る中でどのレベルの危険率、安全率をとるかという問題なんです。それで国交省の方針が全国の川に重要度をつけて分けて、この川ではこの程度の安全率というか、危険率をとれということが決められているわけです。その基準に従わないと国の補助も受けら</p>

れないし、認可も受けられないという、つまり国交省の基準を守らなければ以後の治水事業は実際にできないということがあります。そして次に、そうして浅川なら浅川、どこの場合でも、100年なら100年ということを一応セットされる、されなきゃいけない川だということがありましたときに、浅川ダムを入れて100年造るのは簡単なんですが、ダムをやめようと言ったときにどうなるかと言うと、ダムなしで河川河道改修でやれるのはたかだか50年ぐらいの8割ぐらいのところまでで、あとの2割についてはダムなしではやれないと。そうすると裏を返すと、それは何とかいろんな手当でゆくゆくはやりますということで、それから保母さんがおっしゃった、期限は何年にやるんですかと言うと、これはありません。例えば利根川であれ、どこであれですね、有名な大東水害というのがありましたけれども、例えば基準があって危険率が決まっておって、それを河川改修が進まないためにそこに洪水が来た。しかもそれはまさに基準以下の洪水だったんだけど、まだ例えば50年しか準備してないところを、100年まではいってないけども80年が来たらあふれるわけですね。そのために訴訟を起こしたときに、これは最高裁判例まで出ていますけれども、予算の制約がありますから、国なり県なりが財政の運用の中でやれないものはこれは仕方がないと、住民が泣けということになっております。したがって、何年までに完成しなければいけないという目標年次はたいてい掲げてありますけども、守られるとは限りませんし、一関遊水地に至っては、たぶん100年ぐらい掛かる、今の予算執行の状況だと完成するまでは、それまでは北上川の治水は守れない。そういうまず背景があると。そしてそのときに、それじゃダムなしの今の遊水地のような場合ははっきり計算に掛かりますけれども、先ほど事務局から説明あったように、これは定量的には非常に説明しにくい、定量的に把握しにくいということが多々ございます。そういうものもこれからどうしようかというときに、例えば森林の保水作用、洪水抑制作用もいかがかというのは、これは甲論乙駁、今、いろんな調査もやられてますが、それじゃあ、国交省なり土木工学、河川工学なり、水文学の教授が、学問的真理として認め得るような定量的な把握方法があるかという、これは多分まだ50年、100年では出ないだろうというように思います。ただ、その中でいずれにしましても、100年という建設省のいわば内意があって、それをどうしてもクリアしなければ事業は進められない。しかしかと言って、河道改修で対応できるのが50年、8割の流量までだとするとあと2割を何とかしなきゃいけないというところから、じゃあ考え得るあらゆる方策を並べて、その部分、部分で努力するという以上のことではないん

	<p>で、そのような事情を心得た上で事務局のご返答を承りたいと思っています。</p>
野口委員長	<p>相当詳しい注釈を付けていただきましたけども、先生は学問的なかたちで一応コメントされましたが、やはり県のほうがこれをどう考えているのかということが一番大事ですので、言いにくい、言いにくいを含めてははっきり言ってもらわないといけないと思います。</p>
土木部長 小市正英	<p>今、岡本委員さんから全般的なお話をいただいたわけですが、ただ、浅川、砥川の場合はご案内のように従来ダムと河川改修を組み合わせる100年確率に相当する450t、280tという治水安全度を確保してこうということで事業を進めてきた経過が現としてあるわけですね。それを今度は、ダムに替わる違う流域対策を含めた新たな治水対策をもって対応しようということに方針を決めたわけですが、そういう経過がございますので、ある意味では従来全くこれから白紙でスタートするという河川整備と違っていて、流域の住民の皆さん方もそういう視点でそれぞれの浅川、砥川に対する新たな対策というものをやっぱりとらえておりますので、そういう意味では、今回の流域協議会の中でも、今、梶山先生からもお話がありましたけども、流域協議会に対する地域全体のある意味では位置付けといえますか、そういうものは下地としてございます。ですから、少なくともこの砥川、浅川について地域の人たちがこういうことに関してきちんとチェックをしながら私たちの意見も踏まえてというような意味で、流域協議会自身も自由に参加をしていただくというような、ボランティア的なお話もございましたが、地域としてはこういう流れがございますので、そういう視点で流域協議会というものをとらえて参加をしていただいて、かなり既にいろんな意見が闊達に行われている下地があるわけでございますけども、そういうものも踏まえまして、私どもとしては少なくとも河川改修を先行して、なおかつ引き続き流域対策についても、できるだけ具体的にできるものは早く具体的に固めて、事業化といえますか、実施に向けて努力をするということは、これはこの浅川、砥川の場合はですね、今申し上げましたようなそういう経過がございますので、スタンスとしてはそういうかたちで100分の1を目指して、引き続き事業実施に向けていきたいというように思っております。ただ、流域対策につきましても確定していくにはかなり時間も要しますし、今言ったように相手のある話でございますので、ここで何年までにそれも含めてというのはなかなか言明ができませんけども、まずは河川改修を先行して、その次に引き続き流域対策も定量化できるものについてはできるだけ早く固めて、その実施に向けて取り組むという、基本的な方針はそういうこと</p>

	でございます。
野口委員長	はい、ありがとうございました。保母先生よろしゅうございますか。
保母委員	いや、よろしくないんです。それは岡本さんの言ったことは、それはもちろん前提なんだけど、科学的にわからない点はいろいろあるわけですね。ただ、言われたようにですね、今までの対策が100分の1、これに対応できるような状況を作るという目標があったわけですね。具体的にその目標があって、ダムではないかたちでそれに対応しようということですから、ダムを造って、その100分の1に対応できる状況を作ろうというのは何年までにするという事だったわけですか？ だから、そのときまでには少なくとも今わかっている、あるいは一部分不明かもしれんけども、例えば森林の保水機能を、今のいろいろのデータの中ではこれまでと、それを例えばこれだと10年間でとかいろいろ出ていますよね。ため池については20tだとかですね、あるいは水田貯留については5tだとかですね、そういうものが出てますよね。これらのそれぞれをいつまでに実現するという事は出せるはずなんですね。出せないところもあれば、それについては、これは出せないけれどもというかたちでもうちょっと明確にすべきだと思うんですよね。それでないと、言い方ももう少し変えたほうが私はいいと思ってるんですけども、河川改修をまず先にやって、まずそれでやって50分の1を実現すると。その上でということになってますよね。結局はだからそのニュアンスとしては100分の1が50分の1に下がると。あとのところはわからん点が多すぎるということになってしまうとですね、やはりダムによった河川対策に代わる案にはならないということなんですよ。だから、河川改修ではいつまでにどうすると。そしてここに数字が出てるような森林にしる、ため池にしる、水田にしる、ずっとこれらについて、それぞれについて大体いつまでにはその条項をやるからと、これは明確にする必要があると思いますよ。その上で、その財政的に困難な中でなかなか実現できないということは、それはまた別の話で、一応の目標としては明確に私はすべきだと思いますよ。
野口委員長	わかりました。 例えば具体的に申しますと、このページ5のところの洪水を防止する対策の、河川改修は50年確率相当というのは書いてありますが、あと森林整備は10年間で実施すると。ただ、これの洪水防止機能については、私も山のほうの専門ではありますけども、一応データが全国レベルでないわけではありませんが、この下諏訪ダムのこのところの森林がどれだけのカット機能があるかということは、これはありません。ですから調査等も含めてやっていただきながら、できるだけ

	<p>10年間ぐらいで森林整備を進めていくことによってどれだけの流量カットが可能になってきたかというデータも蓄積しなくちゃいけないと思うんですが、とにかく10年でやっていきますという一応目標ありますよね。ところが、今ご指摘のように、遊水地設置というのは箇所数はありますが、いつまでぐらいにこういったことをやっていきますという目標年次はありませんね。それから土地利用規制うんぬんと、これも先ほどのご説明ですと今年末ぐらいにまちなみ条例とか、まちづくり条例ですか、とかいうようなことも含めて土地利用の規制等も考えたいというようなことでしたので、そこで一発で盛り込まれるかどうかわかりませんが、大体3年ぐらいでこれを整備していくとかという、いわゆる目標年次があるとかなり具体的に代替案としてやってくれるんだなという安心感が県民にも出てくるかと思うんですが、これだと目標が非常に漠としたかたちで、果たして代替案というほどなのかという疑問はですね、今、保母先生から言われたような面もあろうかと思えます。ここに年数を入れていくというようなこと、それが何立米カットというふうな数字になるのかはちょっとまだ学問的には不明確ですけども、少なくともこういう措置をいつごろまでにとっていくというようなかたちは入れられませんか。</p>
<p>河川課長 小林正登</p>	<p>先ほどから言っている河川改修で50分の1と最優先、さらには最終目的として100分の1の流域対策を入れての100分の1の治水対策ということで、量的なものにつきましては、先ほどから申した浅川での450、砥川での280ということで、今まで経過としてダムで計画しました。対象流量的にはそれに対応すべきということで、ここでお示ししましたとおり、5ページの砥川につきましても河川改修のほうでの8割と流域対策のほうでの遊水地設置により残りの2割の60tということで、これでダムに替わる案ということで、量的にはこれで賄えるというか量が合っているわけでございます。あと、年次的なことでございますけれども、砥川につきましても、まだダムの計画とすれば用地買収の地元交渉に入って、やっと用地の単価的なものの協力が得られるという段階でございます。本体を発注だとか、明確に何年までに完成目標という、そういうことが従前のダム計画のところでもはっきりと明示されていたわけではないものですから、ここでダムに替わる案ということで、今、委員さんおっしゃる事業量的なものを何年ぐらいというか、それまでにするにはちょっと。ですから、川のほうにつきましてもやっぱりお金ですとか、あと延長があるものですから、バツと切るような単純な手法になってしまって、裏付けのないような、そういう論法になってしまいますので、ここで年次を明確にと言ってもちょっと厳しゅうございますけども。</p>

岡本委員	<p>保母先生や委員長のおっしゃるとおりなんで、やはり国で道路を何とかかんとか長期計画というのがありますね。別に予算が担保されているわけじゃないんで。日本は単年度予算ですから、本来来年以降のことは言っちゃいかんわけですが、それにもかかわらず土地改良であれ道路であれですね、全部長期計画が立ちますね。やっぱりそういうものを副知事以下でですね、大体何年で何本の川はというような、やっぱりそれはお作りになってお示しになるのが確かに住民に対して理解得られるし、また道だろうと思います。どなたかがおっしゃるような、実際の事業費がきちっと算定ができて、ちゃんとしたものでないと。ただ、残工事量とかいうような感じでわれわれ扱いますけれども、そういう程度のこととは言えるだろうと思いますが。</p>
保母委員	<p>確かに難しい点はあるので無理を言ったかもしれませんが、こういうことなんですね。浅川ダムなら浅川ダムで、いつごろまでに浅川ダムを造って対策を打ちますよということを地元に行っておればね、少なくともその時期までをひとつの目安として対策を打つということだろうと思うんですね。今日の資料で言えば12ページと16ページのところで出てるんですけども、16ページのところで、要するにダムのところから100tあったと、それを流域対策で90tやると、こういうことなんですね。16ページに90tがどこから出てくるかという、これで見ますと、ため池のところでは20tですね、水田のところでは5tで、遊水地で65tで、これで合計90になるわけですね。ですから数は出るわけですよ。だから、確かに森林整備でどこまでの効果出るかということわからない点があったとしても、少なくとも計算上出るのは90というのは出てますよね。そうすると、これらをどのように組み合わせるのか、例えば10年後にはこの状況は作るように努力しますと。そうするとダムを造らなくても数字上もちゃんと出ますと、対策がね。ということを明確にしたほうが、むしろ理解も得やすいんじゃないかということだけなんです。そのように努力していたければいいと思います。</p>
高橋 徹委員	<p>今回の代替案と言いますかね、これ自体が、もともと宮地委員長が行いました治水・利水ダム等検討委員会においても、この100分の1確率の数字が大きすぎるんじゃないかと。これは数字のとり方によって、今の50分の1確率くらいの流量でも100分の1になるんです。それはだいぶ議論があったんですけども、今まで国交省の承認も取っていますので、そのままそれは最終的な目標値としていきたいと思いますということで、今できる河川改修で結果的には50年、8割くらいの流量が流せるんで、それプラス2割は別のダム以外の方法でやりましょうということを書いたんであって、そういう代替案であってです</p>

	<p>ね、ダムと全く同じものを造ると、同じ状況でやりますよという代替案ではないんです。これは。当然時間も違うし不確定要素もある。それから100分の1と、ですから細かい数字というのは何トンというのが、もちろん積み上げは必要なんでしょうけれども、あまり絶対的な数字で5t足りるとか足りないという議論すること自体も、もともとの数字の目標値自体が幾つかの過去に降った雨を引き伸ばしてやっているという、かなり不確定なところがあって、それは一応計算上やらなきゃならないんでやりますし、あるいは国交省が補助金出すにしてもどっか判断しなきゃなりませんから、ひとつの合理性はあると思うんですけど、あまりそれとか期間にこだわるというのは基本的には代替案の考えではないと思うんです。それから実際長野県全体の河川を見てもですね、100分の1までやっているところはほとんどなくて、50分の1でも大部分はまだできてないのが現状でして、ここだけむしろ100分の1を出したらかなり非常に高い値ですので、それを早急にやるよりは、もっとほかのところ、もっと低いところ、計算上まだ数年なんていうところもあるわけですから、そういうところに予算を配分していったほうが、私は県全体としては予算の配分としては合理性があると思うんです。したがって、これ自身に50分の1が足りない、今すぐ県に100分の1の何年までやるんだと、やれということ、もう少し県全体の河川の防災対策を考えた点でも少しそこまで言うのは無理じゃないかというふうに思っているんです。</p>
梶山委員	<p>関連で。今のお話と私はある程度賛成するところはあるんです。ただ、県の言い方として、私こういう言い方ができないかと思うんですね。多分、県は否定されると思うんですが。要するに部会と検討委員会の細かいやり取りは私知りませんが、記録をある程度読んでるつもりですが。要するに浅川ダムに関しては、基本高水が450なのか330なのかという扱いをめぐって、部会では両論併記というかたちで終わりましたですね。そうすると330であれば、要するに流域対策を入れないで河川改修と。河川改修でそれを100分の1でもって達成できると。建設省の技術指針案のカバー率70%も一応達成するということでしたよね。そうすると言い方としては、河川改修で一応県の対策としては一応これでできてるんだと。ただ、その基本高水については不確定な部分があるので、今後検証続けるという項目は入っていますよね、この見直し案の中にも。今後検証を続ける中でその不確定な部分についてもできる限り流域対策をやっていくんだと、そういう言い方ならば、一応河川改修については明確な年度が示せて、一応の対策はこの年度までできるんだと。ただ、その不確定な部分について、さらに検証しながら対策を進めていくんだと。そういう言い</p>

	<p>方ですと私は相当すっきりすると思うんですが。過去の経緯からそういう言い換えはできないんだということなのかもしれませんが、そういう考え方できるのではないのでしょうか。</p>
野口委員長	<p>わかりました。それでちょっと今即答ができるのか、あるいはもう少しご検討いただかなくちゃいけないのかはちょっと別にしまして、今の河川改修はそれぞれについていつごろくらいまでに大体この事業を完成したいと。それから2割分である流域対策について先ほどの遊水地その他、これらはいつごろまでにそれを整備していきたいというような目標年次が出せるのかどうか。それはあくまで目標ですから、完全に実施できるかどうかは今までのダムだってそうですけども、だから一応これくらいまでにやりますという、言ってみれば決意表明です。それができるかどうかということについていかがでしょうか。</p>
土木部長 小市正英	<p>目標年次の話でございますけども、浅川も砥川も、浅川はかなり河川改修というのは、以前の計画でございますけども進んできております。砥川は全くこれからスタートということになっております。河川改修につきましては、これも概数ではございますけど、それでも河川改修につきましてある程度図面もありまして現地のほうで検討した結果、浅川につきましては残りが約100億、それから砥川につきましては約40億弱ですか、そういう費用というものを見込んでいるわけでございますが、これにつきましてもかなり大きい額でございます。従来、補助事業なりを含めまして河川改修を進めております現在のそれぞれの河川の毎年の投入の事業費等を見ますと、かなり全体事業費から考えましても、相当の年数といたしますか、期間を改修には要すると。河川改修の期間でもですね。それをじゃあ何年までということになりますと、現状でなかなかこの両河川につきましても何年までにと言うのは、なかなか現状で言いますと非常に難しいといたしますか、といたしますと、そういうことをもって果たしてその目標的なことにですね、具体的に数字を掲げて公表ができるのかといたしますと、今言いましたそういう状況がございますので、ただ、できるだけ長野県全体の河川予算も含めてですね、先ほどお話ありましたように、ほかの河川とのバランスもございまして、そういう中でやはり事業執行というような背景もございまして、ですから、河川改修についてもそういう状況でございますので、ましてその流域対策も含めてと言いますと、その目標年次というのはなかなか現状でこうだということが示しにくいという実態はあることにつきましてはご理解をいただきたいと思っています。河川整備計画というのを、今新しい法に基づきましてそれぞれ立てて具体的に整備をするというようなことになって</p>

	<p>いるわけですが、河川整備計画自身もですね、国のほうではおおむね15年前後、15年から20年という、そういう期間内にまず事業化ができ、着手できるというような、そういう内容というものを一義的に位置付けをして、認めて整備をしてこうと、こういうふうになっておりまして、その中にも具体的にその整備計画の中に何年までにというような期限を明記して整備計画を作成するというにはなっておりませんで、そういう具体的な事業の進捗に対する年次というのは非常に若干不明確な点がございまして、ここで何年までというのはなかなか難しい状況にありますのでご理解をいただければと思っています。</p>
<p>保母委員</p>	<p>私が言い出したのでね、私がいつまでも引かないと終わらないのでなんですけども。ただ、今言われたのはね、それはなかなか立てにくいというのはわかりますけども、昨日視察した、例えば百瀬～茂菅のバイパスも平成20年に完成予定とかね、年度が全部出てるんですよ。なぜダムをやめて別の対策を打つというその事業だけ年度を設定できないのか、そのほうがむしろわからない説明なんですよ。だってほかのところは全部出てるでしょう。バイパスでも平成20年度やる、下水道についてもどうだとか、そうなるでしょう。だからそのあたりはもう少し、住民のところでもダムをやめて別の対策をとると、そしてその方向がいいという理解があるとして、そのときにですね、もう少し説明としてより納得が得られるような説明の姿勢を示す必要があるんじゃないかと、こういうことなんです、言いたいことは。</p>
<p>野口委員長</p>	<p>はい、わかりました。趣旨は十分ご理解いただいたと思います。それで技術的な面も含めて目標年次を出すことが困難というか、不可能なのか、あるいはある一定のめどが出せるのか、これはもう一度ご検討いただきたいと。同じ答えになるかもしれませんが、ひょっとしたらこのへんまでというような数字が少し出てくるのかもしれないので、そこはもう一度ご検討いただきたいなというふうに思います。</p> <p>それで議事の進め方ですけども、今日できれば事前に皆さんからお伺いしたこのダム関係の意見は、おおむね基本的には再評価委員会の案に対して大きな異論はありませんでした。だから結論は出そうと思えばその2つについては出さないことありませんが、これは私の判断で、いまだ少し議論が出かかっているところは無視できないという感じもしますから、10月の27、28、これは後でまたお諮りしますが、に集中審議の時間を取っております。そこでこの2つのダムと、さらに6つのダム、それ以外に40幾つかの残りの案件があります。このへんあたりに対する集中審議をやっていたときに、一定の</p>

	<p>結論が出せるなら出すというところまでちょっと延ばさせていただいたほうがいいかなと。つまりあとわずかな時間の中で、かなり今議論も少し出かかっておりますし、しかもこれは皆様のご意向は間違いなくダムなし案で進めていくという基本方向は今までの議論からも、あるいは集約させていただいたご意見からも伺えます。だけど、その代替案が十分県民に納得してもらえただけのもの足り得るのかという点でのいづらかコメントがあつてというふうに事務局のほうもご理解いただいて、それに対してできるだけのお答えをいただく中で、最終的な判断を次回あたりにさせていただきたいというふうに思うんですが、委員の先生いかがでしょうか。</p>
委員	はい、結構です
野口委員長	<p>ということで、事務局のほうは、今出てきているようなことに対してお答えできるところはさらにお答えいただきたいという宿題としてお考えいただければと思います。それで一応そういうことに進めたいということをお前提に、あと10分ほどありますので、両方にも絡んできておりますが、今回見ていただきました浅川等でまた独自に何かお気づきの点等ありましたら今日出しておいていただきたいというふうに思います。</p>
梶山委員	<p>ちょっと質問があるんですが、浅川の取水域の中にですね、下流も含めてですが、これは下水道整備地域というのはどの程度入っているんでしょうか。</p>
土木部長 小市正英	それは農集も全部含めての地域と…。
梶山委員	合流点までの間で含めまして。
土木部長 小市正英	合流点まで合併浄化槽、農集を含めてですか。公共関係だけですか。
梶山委員	公共関係ですね。
山浦主任専門指導員	<p>ちょっと事務局からお答えすると、多分、全部公共下水道の区域だと思われま。</p>
梶山委員	山のほうは違いましたっけ？
山浦主任専門指導員	山のほうは昨日もお答えしたように農集排とか個別合併浄化槽の区域も入っております。
梶山委員	その線引きはどうなっていますか。
山浦主任専門指導員	それはすいません、また後で資料としてお渡しします。
梶山委員	<p>これ伺った趣旨は、要するに雨水流出抑制型下水道というのがひとつ脚光を浴びて、あんまり最近はやってないみたいですけども、当然下水道区域ではそれも考えるべきではないかという意味でご質問</p>

	をしました。
土木部長 小市正英	エリアマップもございますし、またそれぞれの処理の区域、それから長野市も既に雨水排水事業をやっておりますので、今の既存資料の中でまた皆さんにお示ししたいと思いますが。
向山委員	今年度も今回の3回目を含めて、現地の視察等も含めて議論を進めてきていますけれども、私どもが平成15年度に提言書ということで、公共事業のあり方等についての事業評価制度や評価基準、それから公共事業そもそものあり方、それから住民の、県民の役割ということにまとめさせてもらいましたけれども、そういう流れでこの3回の県の皆さんとのこうした意見交換や現地視察を見て、大変に昨年比べて私は前進してきているというふうに評価をさせていただきます。いろいろな現地における説明の資料の中においてもですね、私どもの提言に基づいてそうした意見を多く取り上げて意見交換ができるよという工夫も幾つかできるようになってきているんじゃないかということで、私どもの提言に基づいて新しい公共事業のあり方を長野モデルとして作っていくという、そういうお互いの信頼関係をぜひ作っていただくと。そういった意味で大変いい方向に向かいつつあるというふうにまずひとつ思います。それからもうひとつですけれども、特にダムについては、ダムによらない治水・利水ということの新しい実験をこれから始めていくわけですので、このマネジメントの仕方なんですけれども、今日議論をされていたことも含めて審議のスケジュールや審議の体系、それからこのダムによらない総合的な、例えば治水対策、これを進めていく仕組みですね、これが従来のダムを造るかどうかを審議する、そして造った。その後のその維持管理を含めて有効性がどうなのかというような、公共事業を建設した後の評価まで含めて、県のほうは既にPDCAをこれから回すんだというふうに組織管理の中で言っていますので、ダムなしの新しい取り組みのそのPDCAの輪をどのように一体回していくのか、そういう仕組みも今までのダムを造ったときの管理の仕方と、ダムなしでやる場合の管理の仕方はもしかしたら変えていかなきゃならんことが幾つか出てくるというふうに思いますので、そのへんのダムなし案の対応策をこれから審議から実際に移していく、実行していく、そうした意味でのPDCAを回していく管理の仕組みそのものも、もし見直しする必要がある、県のほうから案を出してもらいたいと、こんなふうに思っています。
野口委員長	ほかにはいかがでしょうか。 それではですね、もう時間になってきていますので、次回以降のことで皆さんにお諮りしたいんですが、日程的には10月27、28日と

	<p>というのが既に予定されております。北沢さん、これはもう皆さん一応了解ですよ。それともまだそういう計画だけだったのかな。</p>
<p>技術管理室長 北沢陽二郎</p>	<p>各委員さんにご連絡済みでございます。</p>
<p>野口委員長</p>	<p>要するに一応ご返事もいただいて、なかなか今までもそうですが、全員出席ということにならないし、今回はですね、土・日じゃないんですね、確か。月・火ですよ。月・火なのでどうかと思うんですが、今のところ何人ぐらいご出席ご予定でしたかね。なんとか、どうしてもという場合には仕方ありませんけど万障お繰り合わせいただいて、一番最後のところの議論になる可能性もあります。</p>
<p>向山委員</p>	<p>28日何時までだったかね。</p>
<p>技術管理室長 北沢陽二郎</p>	<p>28日は12時までです。</p>
<p>野口委員長</p>	<p>梶山先生まだちょっとご意向あれのようですが、27、28なんとかありませんか。</p>
<p>梶山委員</p>	<p>ちょっと事件が入ってますので、それが調整できるかどうか。</p>
<p>野口委員長</p>	<p>それから高橋徹委員は。</p>
<p>高橋 徹委員</p>	<p>今のところ出席の予定です。</p>
<p>野口委員長</p>	<p>そうですか。それから向山委員は入ってないけど、これはもう皆勤だから…。</p>
<p>向山委員</p>	<p>出席するよう一生懸命努力します。</p>
<p>野口委員長</p>	<p>そうすると、保母先生はどうでしょうかね。</p>
<p>保母委員</p>	<p>27日は行けますけど28日まで引き延ばせるか、ですね。</p>
<p>野口委員長</p>	<p>はい。1日だけでもぜひお願いできれば。</p>
<p>保母委員</p>	<p>結論出すの28日でしょ。</p>
<p>野口委員長</p>	<p>27日、先生のご意見がかなり決定的な意見をもたらすかもしれません。そうすると、井出先生、駄目ですか。</p>
<p>井出委員</p>	<p>ぼくも27日が駄目なんで、28日は出られます。</p>
<p>野口委員長</p>	<p>そうすると、何やかにや言いながらみんな…、宇沢先生はちょっとわからないですね。宮坂委員がちょっと状況が状況ですからわかりませんが、ほとんど全員出席になる可能性がある。この委員会始まって以来のことになるかもしれません。それだけ大事な委員会ですので、ひとつご無理申し上げて申し訳ありませんが、27、28、もし駄目ならばどちらかでもご出席いただきたいということでありませう。</p> <p>そしてもうひとつお話ししたいのはですね、今まで第2回目かな、4カ所見させていただいて、今回3カ所、全部で7カ所しかありません。53事業であります。本当ならそれ全部見るというのはまとも</p>

	<p>かもしれません。それはもうまず不可能ですので、一応こちらとしましては7カ所を見ていただいて既に結論を得たものもありますけども、大体、各種事業の種類は1つずつぐらいは入っています。ダムは2つですし、下水道は入ったし、道路は入ったしというかたちで、大体主なものが入ってます。そのへんを頭に置きながら、今われわれが見直し案をいただいている、それをひとつ検討いただいて、既に一定のコメントもいただいております。ただ、次回にほぼ大詰めだということで再度ご検討をいただいて、現地視察についてはこの7カ所をもって、あとは集中審議で1回で終われば次回に一定の結論を出したいし、まだまだ問題があれば再度もう1回ぐらい集中審議やるというようなスケジュールを考えておりますが、現地視察どうしてももう1回ぐらいどこかこういうところをやるべきだということがありましたらちょっとご意見いただきたいんですが。日程上、皆さん方見えますと、ほとんどやったほうがいいに越したことはないんですが、せいぜい昨日も5人です、実は参加者は、13人の委員で5人しか見ていただいてませんし、そんなことですから、一応現地はこれで終わらせていただいて、次回は具体的な審議ということではいかがかと思いますが、よろしゅうございましょうか。</p> <p>それではそういうことですね、既に結論は出ましたのは前回の下諏訪ダムを除いた3カ所、それから今回は浅川を除いた2カ所の結論は既に再評価案でよろしいという結論を得ました。ですから、全部で5つまでしか出ていませんから、あと48が残っているということになるかと思えます。それについて1泊2日でということで、今度は審議ばかりですから大変な日程になりますけども、できるだけ答えに近づくように努力したいというふうに思っています。それではちょうど時間になりました。はい、何かありますか。</p>
高橋 徹委員	<p>委員長はじめ委員の皆さんは大変高い見識をお持ちなんですけども、この委員会の任務を考えますと、やはりわれわれも勉強をすることが必要ではないかと。その現地視察だけじゃなくてですね。そういうことを少し事務局のほうで考えていただきたいというふうに思いまして、特に河川と環境の問題なんていいますと、オランダとか、先ほど話が出ましたアメリカとかですね、そこまで行くかどうかわかりませんが、そういう勉強の機会というのも何らか考えていただければと思うんですけど。</p>
野口委員長	<p>実はこういう公式の発言では今初めてお聞きしましたけども、夜の懇親会等でもいろいろ出ておりまして、場合によっては現地視察もですね、現地視察というのはこの現場という意味じゃなくて、学習に出掛けると。具体的に今まで挙げたのは、独自の公共事業を取り上げ</p>

	<p>てる栄村に行って、ここの委員でもあるわけですが、高橋村長にいろいろ説明をいただいたり、現場を視察させていただく。こういうのも新しい公共事業を考える上でひとつのヒントになるんじゃないかというようなことも出ております。アメリカはちょっとどうかは知りませんが、そんなことで、また次回の日程は既に決まっていますから、そこでは集中審議的になっていますから、その前にというのはもうきついですと思いますが、場合によっては現地で学習をしながらこの集中審議ということもあり得るかと思しますので、そこは事務局と相談させていただきます。</p> <p>ほかには何かございますか。事務局からは何か連絡事項等は。</p>
技術管理室長 北沢陽二郎	別にございません。
野口委員長	はい。それでは少し1、2分過ぎましたけども、長時間昨日から大変ご熱心にご討議いただきましてありがとうございました。これで終わりたいと思います。
進行	ありがとうございました。それではこれで委員会を終わらせていただきます